

茨城の国保

龍ヶ崎市

龍ヶ崎市長 萩原 勇

表紙
巻頭言

Creation- ともに創るまち・龍ヶ崎

桜川市

保険者
紀行

伝統と豊かな自然に恵まれた田園文化都市
～やすらぎのまち 桜川～



春号

No.553
2025.3

Creation-ともに創るまち・龍ヶ崎

龍ヶ崎市は、茨城県の南部に位置し、東京から約45kmと都心への通勤・通学に便利な距離にありながら、多くの自然が残る都市です。

市の西側には、白鳥などの水鳥が多く生息し、日本の夕陽百選にも選ばれた「牛久沼」が広がり、季節ごとにその表情を変え市民の憩いの場所となっています。

また、野外ステージや大型遊具、市のランドマークの一つたつのこやまがある「龍ヶ岡公園」、自然の森を活かした樹上アスレチックなどがある「森林公園」は、休日に多くの家族連れや仲間同士が訪れ賑わいを見せています。

さらに、約450年の歴史があり、国選択・県指定無形民俗文化財に指定されている「撞舞（つくまい）」や、ご当地メシ「龍ヶ崎コロッケ」、茨城県銘柄産地指定の「龍ヶ崎トマト」など、文化や食の魅力にも溢れている都市です。

本市の事業として、まちづくりの最上位計画「龍ヶ崎みらい創造ビジョン2030」を令和4年度に策定し、「Creation-ともに創るまち・龍ヶ崎」をまちづくりのキャッチフレーズとし、市民の皆さんが「幸福感」を感じることができ、笑顔で「住みたいまち」「住み続けたいまち」と思えるまちづくりに向けて、市民の皆さんとともに取り組みを続けていきます。

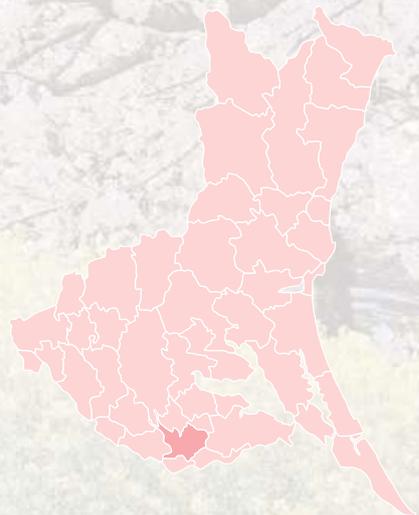
さて、本市の国民健康保険の状況ですが、人口減少や被保険者の後期高齢者医療制度への移行などにより、被保険者数及び保険税収入ともに減少しています。一方で、保険給付費や後期高齢者支援金は高止まり傾向が続くなど、極めて厳しい財政運営に直面し、令和6年度には保険税率の改正を行ったところでは、

このような中、令和6年度から「龍ヶ崎市国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画」の取り組みをスタートさせ、市民の健康寿命延伸や医療費適正化を目指しています。

今後とも、茨城県や茨城県国保連合会などの関係機関の協力も得ながら、国民健康保険事業の安定的な運営に努めてまいります。



龍ヶ崎市長
萩原 勇



令和7年第1回通常総会 開催



令和7年度事業計画等原案通り可決

令和7年第1回通常総会が2月27日（木）に、茨城県市町村会館「大会議室」で開催され、小田川理事長のあいさつに続き、来賓の茨城県保健医療部長 丸山慧氏からあいさついただいた。その後、小田川理事長が議長を務め議事に入り、報告事項では、令和6年度各会計歳入歳出予算補正など9件について報告された。また、議決事項では、令和7年度事業計画及び各会計歳入歳出予算など15件が上程され、慎重なる審議の結果、全議案とも原案通り可決承認された。



小田川理事長
(つくばみらい市長)



丸山茨城県
保健医療部長

提案総括表

報告事項	議決事項
〔専決事項：令和6年第7回理事会（書面審議）：令和6年12月25日可決〕	議案第1号 令和7年度茨城県国民健康保険団体連合会事業計画について
報告第1号 茨城県国民健康保険団体連合会特別会計の設置に関する規則の一部を改正する規則について	議案第2号 令和7年度茨城県国民健康保険団体連合会負担金・手数料及び委託料について
報告第2号 令和6年度茨城県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算補正について	議案第3号 茨城県国民健康保険団体連合会財政調整基金積立資産の処分について
報告第3号 令和6年度茨城県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正について	議案第4号 茨城県国民健康保険団体連合会減価償却引当資産の処分について
報告第4号 令和6年度茨城県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について	議案第5号 茨城県国民健康保険団体連合会電算処理システム導入作業経費積立資産の処分について
報告第5号 令和6年度茨城県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正について	議案第6号 茨城県国民健康保険団体連合会 ICT 等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産の処分について
報告第6号 令和6年度茨城県国民健康保険団体連合会旧国保会館跡地貸付事業特別会計歳入歳出予算について	議案第7号 令和7年度茨城県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算について
〔専決事項：令和7年第1回理事会：令和7年2月5日可決〕	議案第8号 令和7年度茨城県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算について
報告第7号 令和6年度茨城県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正について	議案第9号 令和7年度茨城県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算について
報告第8号 令和6年度茨城県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について	議案第10号 令和7年度茨城県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算について
報告第9号 令和6年度茨城県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について	議案第11号 令和7年度茨城県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算について
	議案第12号 令和7年度茨城県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算について
	議案第13号 令和7年度茨城県国民健康保険団体連合会職員退職手当特別会計歳入歳出予算について
	議案第14号 令和7年度茨城県国民健康保険団体連合会旧国保会館跡地貸付事業特別会計歳入歳出予算について
	議案第15号 令和7年度一時借入金及びその限度額について

令和7年度茨城県国民健康保険団体連合会事業計画

【基本方針】

国民健康保険制度は制度創設以来、我が国の国民皆保険制度の中核を担い、地域医療の確保や地域住民の健康増進に貢献し、住民福祉の向上に重要な役割を果たしてきた。

平成30年度より都道府県が財政運営の責任主体となる新たな国保制度が施行され、現在、概ね順調に運営が行われているところであるが、今後は、人口減少や被用者保険の適用拡大により被保険者は減少を続け、また、被保険者の高齢化により医療費の増嵩が見込まれることから、財政運営の一層の安定化・健全化や業務処理の標準化・共同化などが求められている。

このことから、国においては、令和元年5月に「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」を公布し、国保連合会に係る重要事項などが規定されるとともに、令和3年3月には、審査支払機関の機能強化を図るため、厚生労働省、支払基金及び国保中央会により「審査支払機能に関する改革工程表」などが策定された。

これにより基幹となる審査支払業務に関しては、「審査結果の不合理な差異の解消」及び「支払基金と国保中央会・国保連合会のシステムの整合的かつ効率的な在り方」の実現に向け、全国の国保連合会及び国保中央会が連携して、審査基準の統一化を見据えたコンピュータチェック項目の拡充による審査業務の適正化・効率化や、支払基金との審査・支払領域の共同利用などの取り組みを行っていく。

また、介護保険制度を含めた取組みとして、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が求められており、積極的にその構築に向けた支援を強化していく。

このような中、令和7年度の主な取り組みとしては、茨城県からの委託を受けKDB補完システムを稼働させることにより、被保険者にタイムリーにデータ提供を行うとともに、複雑なデータ分析や二次加工の手間を軽減し、効率的な保健事業の推進に貢献する。また、第三者行為損害賠償償求債務については、新たに令和7年度から「広域的又は専門的な事案」に関しては市町村から都道府県への委託が可能となるが、これに伴う国保連合会の役割が明確でないことから、国などの動向を踏まえ、対応を検討していく。

以上のことを踏まえ、コスト意識を強く持ち単年度収支の均衡を図りつつ、本会がこれまで蓄積した知見やノウハウを十分に活かし、効率的で実効性のある支援による保険者機能の向上などに取り組むため、以下の事項を基本とし事業を実施する。

【重点事項】

1. 審査支払業務の効率化・高度化とコンピュータチェックシステムの整備等
2. 保険者支援の拡充
3. 情報セキュリティ対策の推進等
4. 会務運営の健全化等

【主たる事業の概要】

に実施する。

- 1 会務運営に関する事業
 - (1) 総会
 - (2) 正副理事長会議
 - (3) 理事会
 - (4) 監事監査・出納検査
 - (5) 外部監査
 - (6) 経営計画推進委員会
- 2 診療報酬等審査支払事業

保険者及び広域連合から国民健康保険及び後期高齢者医療の診療報酬等審査支払に係る事務を受託し、適正かつ円滑に遂行するとともに、審査の効率的運用と精度向上を図るため、国保総合システム（審査支援）によるコンピュータチェックを最大限に活用する。

 - 診療報酬等審査支払業務
 - 診療報酬審査委員会
 - 柔道整復療養費審査委員会
 - はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る療養費審査委員会
 - 一般療養費審査委員会
 - 国保総合システム（審査支払系）の運用管理
 - 後期高齢者医療請求支払システムの運用管理
 - 国保総合システム（審査支援）によるコンピュータチェック
 - 出産育児一時金の医療機関への直接支払業務
- 3 妊婦・乳児健康診査委託料審査支払事業

母子保健法に基づく妊婦・乳児健康診査委託料の審査支払業務を適正かつ円滑
- 4 介護保険事業

介護保険法に基づく介護給付費の審査支払業務、保険者の介護給付適正化事業の支援及び苦情処理業務を行う。

 - (1) 審査支払業務
 - (2) 介護給付費の審査及び支払業務
 - (3) 介護給付費等審査委員会
 - (4) 介護予防・日常生活支援総合事業の審査及び支払業務
 - (5) 苦情処理業務
 - (6) 介護サービス苦情処理委員会
 - (7) 市町村支援業務
 - (8) 要介護認定更新支援処理
 - (9) 償還払給付額管理処理
 - (10) 介護給付費通知作成処理
 - (11) 高額介護サービス費支給処理
 - (12) 高額医療・高額介護（介護予防）サービス費支給処理
 - (13) 各種支払支援処理
 - (14) 統計資料作成処理
 - (15) 介護給付適正化対策情報提供処理
 - (16) 介護給付適正化支援処理
 - (17) 年金からの保険料の特別徴収経由機関業務
 - (18) 保険料の特別徴収に必要なデータ授受に係る業務
 - (19) 会議等の開催
 - (20) 介護保険連絡協議会
 - (21) 介護保険事務担当者会議
 - (22) 年金生活者支援給付金に係る業務
 - (23) 年金生活者支援給付金に係る所得情報等データ提供に関する事務
- 5 障害者総合支援法等事業

障害者総合支援法・児童福祉法に基づ

く障害介護給付費等の審査支払業務及び市町村支援業務を行う。

(1) 審査支払業務
障害介護給付費及び障害児給付費の審査支払

(2) 市町村支援業務

① 給付実績交換処理

② 高額障害福祉サービス費及び高額障害児通所給付費に係る支給処理

③ 各種支払支援処理

④ 独自助成支払処理

(3) 統計資料作成処理
会議等の開催

障害福祉事務担当者説明会

6 保険者支援事業

保険者における医療費適正化に資するため、レセプト二次点検業務を受託する。

7 第三者行為損害賠償求償事務共同処理業務
保険者及び広域連合における医療費適正化対策に係る事務支援として実施する。

○ 第三者行為損害賠償求償事務
① 第三者行為求償事務研修会（茨城県と共催及び本会単独）

② 第三者行為に係る通報及び相談

③ 第三者行為損害賠償額の請求（加害者直接請求を含む）及び受領に関する事務（国保・後期高齢者・介護保険・医療福祉及び指定公費）

④ 求償事務処理上の諸問題について保険者等と協議し、求償事務共同処理業務の充実強化を図る

⑤ 支部事業（求償事務研修会等）への参加

⑥ 広域的又は専門的な事案に関する求償

事務について県及び保険者と協議し、求償事務共同処理業務の充実強化を図る

8 保険者事務共同電算処理事業
保険者及び広域連合における国保、後期高齢者医療及び医療福祉費等に係る事務の電算処理を行う。また、これら電算処理システムの安定運用に努める。

(1) 国保に係る処理業務
① 国保総合システム（保険者サービス系の運用管理）

② 電子帳票システムの運用管理

③ 資格・給付確認

④ 共同処理関係帳票の作成

⑤ 高額医療・高額介護合算療養費の関係帳票作成

⑥ 資格確認書の作成

⑦ 医療費通知関係帳票の作成

⑧ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知書の作成及び作成支援

⑨ 介護給付適正化医療給付データの作成

(2) 後期高齢者医療に係る処理業務
① 広域連合電算処理システムの運用管理

② レセプト資格確認

③ レセプトデータ等各種データの作成

④ 統計情報の電子化

⑤ 高額医療・高額介護合算療養費・葬祭費支給申請書入力業務

⑥ 高齢者歯科健康診査委託料審査支払及び結果入力業務

⑦ 国保データベース（KDB）システムを活用したデータ集計及び分析業務

⑧ 医療福祉費に係る処理業務

① 医療福祉費受給者の資格・給付確認

② 共同処理関係帳票の作成

③ その他市町村が必要とする資料及びデータの作成

(4) 国保事業費納付金等算定標準システム及び国保情報集約システムに係る業務

① 国保事業費納付金等算定支援業務

② 国保情報集約システムの運用管理

(5) オンライン資格確認等システムに係る業務
① オンライン資格確認等システムに係る業務

(6) 会議等の開催
① 電算処理問題検討委員会・作業部会

② 保険者事務共同電算事務担当者会議

9 事業振興
国保の健全な財政運営を確保するため、新・国保3%推進運動の推進及び国保制度の安定運営に向けた運動を展開する。

(1) 国保振興
① 国保制度改善強化全国大会への参加・陳情活動

(2) 新・国保3%推進運動の推進
① 収納率向上対策
・ 医療費適正化対策
・ 保健事業対策

② 国保事業充実強化推進委員会
③ 冊子「統計でわかる茨城の国保の状況」の作成・配布

④ 保険料（税） 収納率向上支援事業（保険料（税） 収納率向上アドバイザー派遣）

⑤ 保険料（税） 適正算定マニュアル（試算システム）の活用促進

⑥ 関係団体との連絡調整

(3) 各支部事業の支援（県央、県北、県南、県西）
① 国民健康保険・介護保険制度に関する調査研究

② 国保連合会事業の推進等

10 保健事業
保険者における生活習慣病対策をはじめとした健康増進及び疾病予防の取組み等に関する支援について、国保データベース（KDB）システム及びKDB補完システムを活用した支援を行うとともに、関係機関との検討・協議を図るなど、保険者のニーズに沿った効率的な対応に努める。また、特定健診・特定保健指導に係る費用決済、健診データの管理及び共同処理などの業務を適切に執行する。

(1) 協議会、研修会等
① 国保データベース（KDB）システム及びKDB補完システム操作研修会

② 糖尿病性腎症重症化予防研修会

③ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する研修会（茨城県後期高齢者医療広域連合と共催）

④ 保健事業支援・評価委員会

⑤ 健康づくり推進研修会
各種支援事業

(2) ① 国保データベース（KDB）システム及びKDB補完システムを活用したデータ提供及び操作支援

② 特定健診受診率向上の支援

③ 保健事業支援・評価委員による支援（グループ・個別・研修会）

④ 糖尿病性腎症重症化予防に関する支援

⑤ 茨城県在宅保健師の会会員と連携した支援（特定保健指導・重複多剤受診者に対する訪問指導等）

⑥ 市町村保健事業事例集の作成・配布

- ⑦各種統計資料の作成
- ⑧健康関連機器等の貸出し
- ⑨茨城県保険者協議会と連携した研修会の実施及び広報活動
- ⑩国保診療施設関係
 ①勤務医師・看護師・事務長等合同研修会
- ⑪茨城県国保診療施設協議会事業への事務援助
- ⑫費用決済業務
- ⑬特定健診・特定保健指導に係る費用決済及び健診・保健指導結果データ管理業務
- 11 広報宣伝事業
 国民健康保険制度の趣旨普及、被保険者教育及び本会事務事業に関する広報活動を実施する。
- 広報活動
- ①広報委員会
- ②機関誌「茨城の国保」の編集及び発行
- ③国保情報ネットワークを活用した情報提供
- ④全国優良保険者などの情報提供
- ⑤ICT（情報通信技術）を利用した広報事業の実施
- ⑥駅構内等での広報事業の実施
- ⑦被保険者教育広報
- ア 第三者行為求償届出促進及び糖尿病予防啓発に係るポスターの作成・配布
- イ 健康標語募集事業の実施
- ウ 地域情報誌を活用した広告
- エ 被保険者教育用記事提供
- ⑧図書、物資斡旋
- ⑨国保制度に係る各種リーフレット等の共同購入
- ⑩ホームページによる広報
- 12 育成指導関係事業
 保険者等事務担当者の資質向上と国保運営上の諸問題について研究等を行う。また、保険者の医療費適正化対策として、レセプト点検事務に関する支援を行う。
- (1) 講習会・研修会の開催
- ①国保事務新任者講習会（茨城県と共催）
- ②国保料（税）事務研修会（茨城県と共催）
- ③資格・給付並びに求償事務研修会（茨城県と共催）
- ④市町村（国保組合）国保主管課長研修会
- (2) 保険者レセプト点検事務支援
 保険者レセプト点検員への事務支援
- 13 会議・協議会等
 本会、保険者並びに支部等の関係団体における事業の円滑な運営を図るため、会議及び協議会等を開催し、緊密な連絡・調整等を行う。また、国民健康保険事業の改善と健全な発展に資するため、調査研究等を行う。
- 保険者との連絡・調整に関する会議
- 国民健康保険・介護保険及び障害福祉主管課長等会議
- 支部等との連絡・調整に関する協議会
- ①支部常任幹事連絡協議会
- ②調査研究委員会
- ③支部及び茨城県国保組合連絡協議会への助成
- ④関係団体の支援（茨城県国民健康保険運営協議会会長会、茨城県医療福祉協議会）

令和7年度予算概要について

○各会計別予算総額

会計別	令和7年度	令和6年度	比較	対前年度比	備考
	(千円)	(千円)	(千円)	(%)	
一般会計	715,669	742,507	△ 26,838	△ 3.6	・KDB補完システムを活用した保健事業分析・評価事業の減 95,886 千円 ・情報系機器購入費の増 62,924 千円
診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）	2,363,182	2,082,544	280,638	13.5	・妊婦・乳児健康診査委託料審査支払業務の増 19,316 千円 ・第三者行為損害賠償支出金の増 302,000 千円
後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）	2,016,806	1,545,594	471,212	30.5	・第三者行為損害賠償支出金の増 462,000 千円
特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（業務勘定）	96,084	1,773,501	△ 1,677,417	△ 94.6	「特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計」を業務勘定と支払勘定に分割（R7 業務勘定 96,084 千円、R7 支払勘定 1,700,005 千円、合計 1,796,089 千円）
妊婦・乳児健康診査委託料審査支払事業特別会計	0	1,947,529	△ 1,947,529	—	「妊婦・乳児健康診査委託料審査支払事業特別会計」を「診療報酬審査支払特別会計」に移行
介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）	443,046	357,177	85,869	24.0	・第三者行為損害賠償支出金の増 101,000 千円 ・介護障害機器購入費の減 36,261 千円
障害者総合支援法関係業務等特別会計（業務勘定）	144,661	139,179	5,482	3.9	
第三者行為損害賠償求償事務処理業務特別会計	0	863,004	△ 863,004	—	「第三者行為損害賠償求償事務処理業務特別会計」を「診療報酬審査支払特別会計」・「後期高齢者医療事業関係業務特別会計」・「介護保険事業関係業務特別会計」に分割（R7 診療報酬特別会計 302,000 千円、後期特別会計 462,000 千円、介護特別会計 101,000 千円、合計 865,000 千円）
職員退職手当特別会計	159,464	224,770	△ 65,306	△ 29.1	・退職手当の減 46,412 千円 ・退職給付引当資産の減 18,894 千円
旧国保会館跡地貸付事業特別会計	1,324	0	1,324	—	・令和6年度法人税法施行令等の改正に伴い新設。一般会計から移行
一般会計・業務勘定等計	5,940,236	9,675,805	△ 3,735,569	△ 38.6	

伝統と豊かな自然に恵まれた田園文化都市
 桜川市

さくらん

頭には山桜のぼうし、市を流れる桜川をイメージした髪、洋服には筑波山とつくば霞ヶ浦りんりんロードをイメージした自転車が描かれています。また、市の特産品である柚子のブーツを履いています。



雨引観音あじさい祭り

古くから安産子育ての霊場として信仰を集めてきた雨引観音は、桜、ツツジ、牡丹、紫陽花などが咲き、花の名所としても知られています。特に梅雨の時期に咲く紫陽花は人気があり、6月中旬～7月中旬にあじさい祭が開かれます。100種類5,000株のあじさいが新緑に映え、境内を埋め尽くし見応えがあります。

その環境のもと、上野沼や大池、つくし湖など、多くの湖沼を有し、水資源の確保及び親水空間として活用されます。また、この地域で採れるみかげ石を利用した石材業や平野部の肥沃な土地を利用した農業など、地域資源を活用した地場の産業がいきづいています。

桜川市は、首都圏から約70km圏内、茨城県の中西部に位置し、総面積は180.06km²となっています。北は栃木県（真岡市・益子町・茂木町）、東は笠間市・石岡市、西は筑西市、南はつくば市と隣接しています。北の高峯・富谷山、東の雨引山・加波山・足尾山から南の筑波山に連なる山々に囲まれた平野部のほぼ中央を桜川が南下し、市の南北軸を形成しています。

保険者の概況

国保の加入状況等

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
総世帯数(世帯)	15,460	15,474	15,479	
総人口(人)	39,937	39,155	38,343	
国保被保険者	加入世帯数(世帯)	6,365	6,172	5,965
	被保険者数(人)	10,621	10,118	9,598
	被保険者加入率(%)	26.6	25.8	25.0
保険料(税) 収納状況	1人当たりの調定額(円)	90,254	89,523	89,814
	収納率(%) (現年分)	94.84	95.07	94.80
1人当たりの療養諸費用額(円)				
	363,004	374,391	395,154	
医療費適正化 対策の状況	1人当たりの財政効果額(円)	1,746	1,746	2,620
	財政効果率(%)	0.58	0.56	0.78
保健事業費の 状況	1人当たりの保健事業費(円)	1,769	1,853	2,226
	保険料(税)に占める割合(%)	2.07	2.18	2.61
特定健診・ 特定保健指導 の状況	特定健診受診率(%)	34.7	36.9	38.4
	特定保健指導実施率(%)	48.5	36.6	29.8

国保税収納状況〔現年分〕



※総人口・総世帯数：住民基本台帳より入力
 総人口・総世帯数以外：国民健康保険事業年報より入力（年間平均）
 特定健診・特定保健指導の状況：特定健診等データ管理システムからの情報を入力

桜川市国保年金課・収税課

業務の効率化と工夫で 収納率向上に努める

地方税共通納税システムの利用 で納付環境の拡大

桜川市では、国保税の賦課と現年分の徴収を国保年金課、滞納繰越分の徴収を収税課が担当しており、令和5年度現年分国保税収納率は、94.80%で県内第18位となっています。

納付については、口座振替を原則化し、納税通知書に口座振替申込書を同封しています。

また、コンビニ納付、スマートフォンアプリ (PayPay、PayB) を利用し



桜川市国保年金課のみなさま

た納付のほか、令和5年4月から地方税共通納税システムの利用による、クレジットカード納付、さらにペイジー番号を使用したATMやインターネットバンキング等での納付も可能となっています。



納付方法の説明チラシ

外国人被保険者対策で電話の英語通訳サービスを活用

外国人被保険者対策で電話の 英語通訳サービスを活用

近年増えている外国人被保険者対策として、スマートフォンアプリの翻訳アプリのほか、電話での英語通訳サービスに登録して活用しています。

さらに、令和6年度からは、英語の催告書を作成して送付しています。



英語の催告書

延長窓口と休日窓口で 丁寧な納税相談

納税相談は、随時対応していますが、毎週木曜日は、19時30分まで窓口を延長しているほか、毎月最終日曜日も9時から16時まで窓口を開設し、勤労者にも相談や納付がしやすい環境づくりに努めています。

また、年4回の定期納税相談の機会を設け、短期被保険者証の更新対象者に通知し、実施しています。

さらに、未納者の高額療養費や特別療養費を現金受け取りとし、納税相談の機会に繋げています。

金融機関への預貯金照会業務を オンライン化

催告書は、全税対象に年2回発送していますが、国保の現年分未納については、国保年金課で青や緑の封筒を使用して送付しています。また、滞納繰越分については、国保年金課と相談しながら収税課で納期ごとに個別対応しています。

財産調査は、給与、預貯金、生命保険、売掛金、不動産などで、金融機関の預金調査については、行政機関から金融機関への預貯金照会業務をオンライン化した「ピットリンク」を導入したことで、金融機関へ出向く時間が短縮できたほか、県外に転出した滞納者についてもオンラインで調査ができています。

差押えた財産の公売については、年1回以上実施するようにしています。徴収困難事案については、茨城租税債権管理機構に移管しています。



桜川市役所

「健康づくりの相談をしてみませんか」

医療費適正化対策として、多剤投与・

重複服薬者等の抽出を年1回業者に委託しています。

半年分のレセプトから約1000名程度の対象者を抽出し、市の担当者と保健師が指導対象者を決定して、通知や電話をして訪問しています。

通知では、「健康づくりの相談をしてみませんか」と相談しやすい表現にしています。

市のHP、公式LINE、回覧、 広報誌で特定健診受診勧奨

住民健診については完全予約制で、電話とインターネットから申込みができます。市のHP、回覧、広報誌でお知らせしているほか、市の公式LINEに登録している方には事前に通知しています。

3つの会場で、時期を変えて実施しており、土・日曜日の実施やがん検診とのセットでも受診できるようにしています。

また、40歳の方は、無料で受診できるようにしているほか、40歳未満の方も「はたちの集い」でチラシを配布するなど健康意識の啓発に努めています。

未受診者勧奨については、職員が自前で一律の通知を作成していましたが、令和5年度から業者委託とし、5年度は年齢・性別ごとの通知でした。6年度は業者を変更し、質問票の回答内容で、対象者のタイプに合わせて7種類作成して通知をしたことで、対象者の反応を感じています。

桜川市健康推進課

栄養指導の工夫で 特定保健指導実施率 アップに繋げる

初回面談で一緒に目標を設定

桜川市では、特定保健指導実施率向上のため特定健診受診日に初回面談では、生活の状況を聞きとり、生活習慣の振り返りや改善点を一緒に考え目標を設定しています。

また、積極的支援の方を対象に集団



桜川市健康推進課のみなさま

教室を実施しており、健診結果の見方や初回面談で立てた目標の経過などを聞いています。

さらに、教室

では白米や菓子パン、カップめんなど普段からよく食べている食品のカロリーや栄養表示等を確認し、栄養指導を行って

います。電話での保健指導については、より多くの方へアプローチができるよう在宅保健師の協力を得ています。

対象者の方からは、面接や電話で話をする、「気を付けなくてはと思うのでやる気につながります。」といった声がありました。

健康教室（ウォーキング講座）

今年度は、市内のウォーキングコース（いばらきヘルスロード認定）ができたことから、周知を兼ねて、ウォーキング講座を開催しました。

健康運動指導士より歩く際の正しい姿勢やウォーキング前後のストレッチ方法を学び、1周1.5kmのコースを2周歩きました。ウォーキング後には、食生活改善推進員による野菜たっぷりの



栄養指導でのお茶碗の大きさの違いによる比較



パスタ 100g とご飯の量の比較

豚汁の試食があり、1日の野菜摂取量350gについてなどの栄養指導を実施しました。

参加者からは、「楽しく参加できた」、「ストレッチが参考になった」、「家でも続けたい。」との声が聞かれました。



ウォーキング講座の様子

産婦人科・小児科をはじめとしたオンライン相談

桜川市には産科がなく、また小児科はあるものの小児科専門医がいる医療機関は1か所のみであるため、妊婦や子育て世帯の不安を軽減する目的で、令和6年8月から、妊婦・未就学児世帯を対象にアプリを使った医療相談を開始しました。

スマートフォンにアプリをダウンロードすることで、24時間、365日、いつでも身体の不調・心のお悩みなど56の専門分野の医師に無料で相談することが出来ます。

また、相談したい部位の写真や動画を添付できるため、より詳細に状態を伝えることができます。

利用者からは、「夜間でも質問すればすぐに返信がきて助かる。」といった声が聞かれています。



アプリを使った医療相談

食生活改善推進員の活動

桜川市食生活改善推進員協議会は令和6年度に13名の新規会員を迎え、現在87名で活動しています。伝達講習会では市内の他のボランティア団体と協力することで、より多くの方に食を通じた健康づくりを行えるよう工夫をしています。また、健康推進課だけでなく様々な課から依頼をうけ、親子料理教室や健康教室に協力しています。

積極的に研修会などに参加し、そこで得た知識をもとに中央研修を行うことで、会員全体のスキルアップをしています。



親子料理教室の様子



健康教室での試食の様子

道のコンシェルジュ 

「真壁の町並みと筑波山麗を走るコース」

今回は、真壁の町並みと日本百名山である筑波山の麓の広大な田園地帯を走る17kmのサイクリングコースをご紹介します。

【コースのご案内】

- スタート「真壁休憩所」▶「真壁伝承館」
- ▶「真壁の古い町並み」▶「つくし湖」
- ▶「五所駒瀧神社」▶「真壁城跡」
- ▶「真壁休憩所」



真壁の町並み

真壁の町割り、戦国時代末期の真壁氏時代に形づくられ、江戸時代初期の浅野氏時代に完成したといわれています。その時代からほとんど変わらない町割りの中に、蔵や門などの歴史的建造物が息づいています。



真壁は江戸時代から明治・大正にかけて、この地方の文化・産業の中心地として栄え、隆盛を誇った商家の人たちが次々と蔵や門などを建てました。市街地には、300余棟の見世蔵・土蔵・門などがあります。

平成22年6月29日には、この真壁地区が国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。

全国で87地区目、関東地方では4地区目、県内では初となります。

真壁のひなまつり

平成14年の暮れ、町おこしを考える数名の住民有志からの「寒い中、真壁に来てくれる人をもてなせないか」というひと言から、「町なかにお雛様を飾ろう」という発想が飛び出しました。そして平成15年2月にはじまった「真壁のひなまつり」。



今では、お雛様が100軒以上に飾られ、観光客も約7万人が訪れるようになりました。

お店や民家などにお雛様が展示されます。昔懐かしい町並みを歩きながらご覧ください。

桜川市の特産品



こだますいか

桜川市周辺は、冬から春先にかけての豊富な日照量を活かし、こだますいかの産地として知られています。

冬季の夜温が低く日中の日照時間が長いすいか栽培に適した同地域は、こだますいかの生産量日本一を誇ります。



常陸秋そば

桜川市は常陸秋そばの作付面積・収穫量が県内2位で、秋になるとそばの花が開花し美しい風景を見ることができます。

桜川市にぜひおいしい常陸秋そばを食べにお越しください。



真壁石燈籠

桜川市は稲田みかげ石、真壁みかげ石、羽黒青糠目石、坂戸石など良質の石材が産出される地域であり、特に真壁地区は愛知県の岡崎、香川県の庵治とともに石材三大産地として全国的に知られております。

江戸時代末期、久保田吉兵衛を祖とする真壁石燈籠は、厳しい弟子相伝により伝えられ、平成7年に国の伝統的工芸品に指定されました。

令和6年度第2回茨城県保険者協議会作業部会 (Web 開催)

— 1月31日 (金)

令和7年1月31日(金)に標記部会を開催し、報告事項として「令和6年度茨城県特定健診・特定保健指導実施者研修(初任者・経験者)のアンケート結果について」、「健康づくりイベントへの参画について」、「医療費適正化等に関する取組状況の調査結果について」を報告した。協議事項としては、「広報事業について」を協議し、健康づくりキャンペーン等のイベントに参画する際に配布する啓発品について、事務局で検討し、次回の作業部会で協議することとした。また、その他として、茨城県医療人材課から「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージについて」の説明があった。



医療費の調査分析等のための人材育成研修 (Web 開催)

— 2月10日 (月)

高齢者の医療に要する費用、特定健康診査等の実施状況に関する情報等についての調査及び分析等の業務を行うための各種データの見方や活用の仕方を学ぶため、標記研修会を開催した。



講義Ⅰ「基礎から学ぶ医療費(等)分析」

目白大学看護学部看護学科 教授 藤井 仁 氏

1. 基本的な考え方

分析についての基本的な考え方として二つの評価があり、一つは政策介入の効率的な実施を目的とするもので、事前・事後の評価が必要であり、アンケートの実施による評価がある。また、二つ目は具体的な政策と結びつかない場合で、モニタリングによる評価がある。

特定健診・特定保健指導を例にした場合の評価の対象は、個人・集団(市町村・保険者単位)・事業・最終評価(長期的)があるとし、プロジェクト(介入)の評価例や定期的なモニタリングの手順、分析の結果について話された。

2. 先進的な評価事例

減らすことができる医療費は何かを考えた場合、頻出、高額などから、生活習慣病が減額可能である。また、重症化をどこで食い止めるかが肝要で、入院前に食い止めるために、外来受診を増やすことであるとし、KDB(国保データベースシステム)の作成経緯と、静岡県、滋賀県等での事例について話された。

3. 先進的な研究・分析ツールの紹介

国立保健医療科学院の横山徹爾先生のツールから、循環器の目標設定の考え方とし、どの死因が多いか、問題となる疾患(循環器疾患の予防)、リスク(危険因子の低減)、生活習慣(生活習慣病等の改善)を繋げて考えると話された。

令和6年度第2回茨城県保険者協議会

— 2月20日 (木)

令和7年2月20日(木)に標記協議会を開催し、協議事項として、令和7年度「事業計画」、「会員負担金」、「歳入歳出予算」の3議案について協議し、原案のとおり可決承認された。

また、報告事項として、「令和6年度第2回茨城県保険者協議会作業部会の結果について」を報告した。

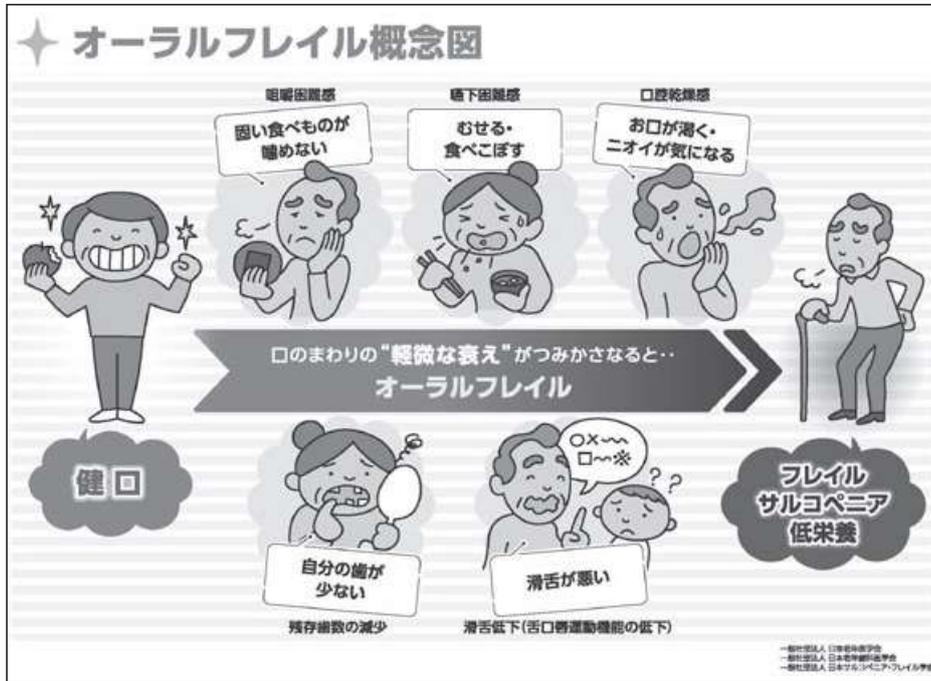
さらに、茨城県医療人材課から「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージについて」の説明があり、保険者協議会として協力していくことで了承された。



第4回 介護予防と口腔ケア

昨年の新春号で「8020高齢者よい歯のコンクール」について書かせていただきましたが、今年度の同コンクールにはこれまでで最多となる170名の応募がありました。県民の皆様の歯の健康への意識が高まっていることを実感します。

年齢を重ねても多くの歯を保つ方が増えていきますが、せっかく残した歯を健康に保ち続けるためには、適切な口腔健康管理が重要です。



「8020」は大事な目標ですが、グングンの歯で20本では、歯の役割

を果たしません。本数より、よく噛めることが大切です。

高齢期になると、噛む力や飲み込む力などに衰え(オーラルフレイル)が見られるようになり、放っておくと全身の虚弱(フレイル)につながり、要介護のリスクが高まります。従って、若いときとは違うお口の特徴を踏まえたケアが必要になります。高齢期の歯と口の特徴を理解し、早めに対処して健口長寿をめざしましょう。

噛む力・飲み込む力の低下

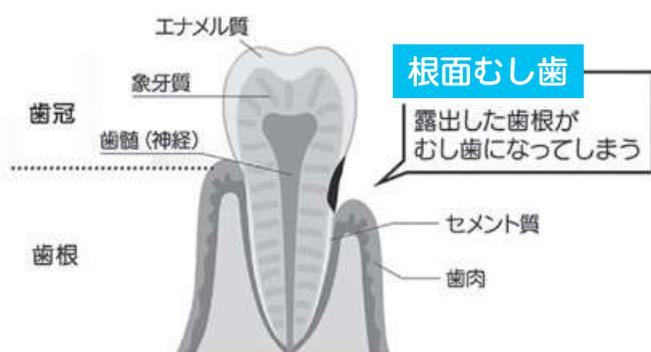
食べることで、飲み込むことに必要な筋力が衰えることによって、食べ物をお口の中で噛み砕いたり、舌で口



からのどへ食べ物を送り込んだりすることに不具合が生じやすくなります。また、喉仏の位置が下がるので、飲み込む時に、気道を閉じるのに必要な分だけ喉仏を持ち上げきれず、食べ物が気管に入りやすくなるため、むせたり、誤嚥性肺炎を引き起こしたりすることがあります。

歯と歯周組織の変化

歯がすり減る、歯ぐきが下がる、などの変化により、むし歯や歯周病



になりやすくなります。高齢期のむし歯は、露出した歯の根の部分にできる「根面むし歯」が多いのが特徴です。根面むし歯が進行すると、歯が根元から折れてしまうこともあります。

このような歯と口の変化に対処するため、毎日の口腔ケアで意識していただきたいことをいくつか紹介します。

歯間ケア

歯ブラシが届かない歯間部のケアは、口腔内の細菌を減らす重要なポイントであり、歯周病予防のためにも欠かせません。1日に1回はデンタルフロスや歯間ブラシを使って歯間部の汚れを取り除きましょう。口の中の細菌を減らすことは、誤嚥性肺炎やインフルエンザなどの感染症予防にも有効です。

フッ化物の活用

フッ化物は、子どもだけでなく、全ての年代での活用が推奨されています。本県では、永久歯のむし歯予

防のため、園児や小学生のフッ化物洗口の実施拡大を進めています。フッ化物は根面むし歯の予防にも効果があるため、成人・高齢者にもお勧めしています。

また、6歳以上の方には、1500ppmの少し高めの濃度のフッ化物配合の歯磨剤を1日2回使うことが推奨されています。歯磨剤を適切に選び、効果的に使いましょう。

フッ化物洗口、フッ化物配合歯磨剤、さらに歯科医院で受けるフッ化物歯面塗布を組み合わせるとむし歯予防効果が高まります。

うがいのススメ

うがいをしっかり行くと、菌を洗い落とすだけでなく、オーラルフレイル予防のトレーニングになります。ブクブクうがいは頬や舌、ガラガラうがいは喉の奥の機能維持につながりますので、意識して少し長めに行いましょう。

（フッ化物配合歯磨剤を使うときは、歯磨剤を使う前にしっかりうが

いをして、使用後は有効成分が口に残るように、少量の水で軽くすすぐだけにします。）

また、口の体操や早口ことば、歌や朗読など、口を動かしたり、声を出したりする習慣を身につけて、口の機能を向上させましょう。



ブクブクうがい

ガラガラうがい

教室参加や歯科健康診査のススメ

県内の各自自治体において、介護予防やオーラルフレイル予防の事業を展開しています。県民の皆様には、積極的に『通いの場』などに参加して予防対策を実践していただきたいと思えます。

また、「高齢者歯科健康診査」の

対象となられた方は、是非健診をお受けになり、ご自身の歯や口腔機能の状態を知ることをお勧めします。不具合があれば、早めに歯科治療や指導を受けましょう。

まとめ

歯と口は、常にお手入れを必要とする器官です。ケアがおろそかになると、せっかく大切にしてきた歯も急速に状態が悪くなってしまいます。

日頃のケアとかりつけ歯科医での専門的なケアを両立させ、継続的な口腔健康管理で健口と健康を守りましょう。

プロフィール



ふじた 藤田かおり

茨城県歯科医師会 事務局 事業課長
口腔ケア・口腔ケア・口腔ケア
802006424情報センター コーディ
ネーター
在宅療養指導（口腔衛生管理 認定歯科衛生士）
介護支援専門員

茨城県保健政策課国民健康保険室



KDB補完システムの構築について

Q1 KDBシステムとは？

A1 「国保データベース（KDB）システム」とは、国民健康保険の保険者や後期高齢者医療広域連合における保健事業の計画の作成や実施を支援するため、国民健康保険団体連合会が「特定健診・特定保健指導」、「医療保険（国民健康保険・後期高齢者医療）」、「介



護保険」の各種データを活用して、①「統計情報」②「個人の健康に関するデータ」を作成し、提供するシステムです。

KDBシステムを活用することにより、保険者は以下のような取組を行うことが可能となります。

①「統計情報」の活用…その地域の健康状況（特定健診・特定保健指導の実施状況、疾病別医療費、一人当たり医療費等）を確認するとともに、

他の地域の健康状況と比較することにより、自らの地域の特徴を把握し、優先すべき課題（特定健診実施率向上、生活習慣病予防、重症化予防等）を明確化

②「個人の健康に関するデータ」の活用…適正受診が望まれる者や、優先的に保健指導の対象とすべき者を判断し、個人に対する効率的・効果的な保健事業（糖尿病性腎症の重症化予防等）を実施

Q2 KDB補完システムとは？

A2 国保保険者や後期高齢者医療広域連合においては、現行のKDBシステムにより「健診」「医療」「介護」等の情報を活用し、保健事業に必要な統計情報の作成や地域の現状把握、保健事業の分析を実施しています。

しかし、現行のKDBシステムでは、あらかじめデータの抽出条件が設定されており、決まった帳票しか作成できないこと、またデータ抽出が複雑であり保健事業に必要なデータ加工に時間

を要するなどの課題があり、県内保険者の負担になっています。

そのため、KDBシステムを補完する新システム「KDB補完システム」を導入することにより、各保険者で事業実施前後の効果や比較分析など、現行のKDBシステムでは不足する評価・分析に必要な機能を補完できるものです。

KDB補完システムを介して、県内保険者におけるKDBシステムデータ等の活用強化を図り、保健事業の実施に必要な国保・後期・介護のデータを一括集積、分析・評価が容易にできる環境を整備し、県内保険者におけるデータ活用による保健事業の展開を支援します。

Q3 KDB補完システムはいつから使えるの？

A3 KDB補完システムは現在、システムの構築作業を行っており、令和7年4月1日より県内保険者での運用を予定しています。

Q4 KDB補完システムで新たに使える帳票は？

A4 KDB補完システムで使えるようになった、新たな帳票の一部を紹介します。

○ データヘルス計画

第3期データヘルス計画における、「特定健康診査」「特定保健指導」「重症化予防」の県共通評価指標「6指標」は、保険者が集計作業をすることなく各指標の条件に合ったデータを自動で抽出し、保険者へ提供されます。

その他にも、データヘルス計画で一般的に利用する指標や評価指標、病別の医療費統計等を提供するため、データヘルス計画の策定や中間評価などに活用することができるようになります。

○ 重症化予防

糖尿病、高血圧症、脂質異常症の重症化予防対象者（特定健診受診者）の判定条件を各保険者で設定することができ、設定した検査項目の判定条件に該当する対象者が自動で毎月抽出さ

れ、提供されます。

また、最新のレセプトから、対象者の治療状況（治療中・未治療・治療中断）を判定することも可能となることから、重症化予防対象者の選定や受療勧奨後の医療機関受診状況のモニタリングなどにも活用することができるようになります。

その他にも、特定健診、特定保健指導、医療費適正化等に関する帳票を活用することが可能となります。



あなたの糖尿病を重症化させない為に



糖尿病は、インスリンというホルモンの不足や作用低下が原因で、血糖値の上昇を抑える働き（耐糖能）が低下してしまうため、高血糖が慢性的に続く病気です。

肥満、食べすぎや飲みすぎ、運動不足等によりインスリンの分泌や働きに障害が起こると糖尿病を発症します。

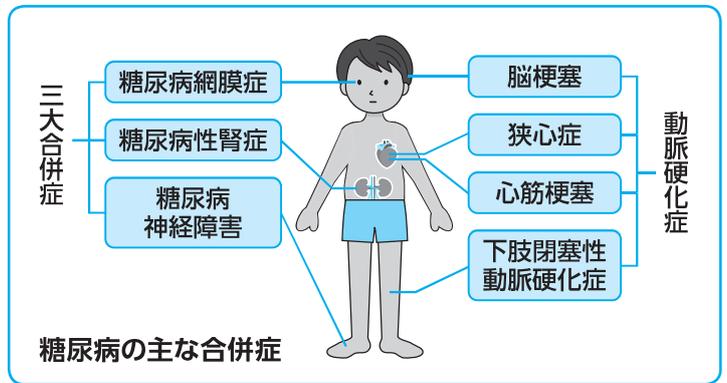
生活習慣の改善や適切な治療を受けずに放置するなどして、高血糖の状態が長期間続くと、網膜症・腎症・神経障害や、心筋梗塞、脳卒中、末梢動脈疾患などの合併症を引き起こす恐れがあります。

高血糖状態を放置していませんか

新規人工透析導入者の40%以上は糖尿病性腎症が原因です

新規人工透析導入の原疾患の第1位が、糖尿病性腎症によるものです。血糖値や血圧などを適切に保つことで、糖尿病性腎症や糖尿病網膜症などの病気になることを防いだり、進行を遅らせたりすることが期待できます。

定期的に健診を受診し、早期発見に努めるとともに、受診が必要と判断された方は必ず医療機関を受診しましょう。



40～74歳の方は特定健診でチェックすることができます

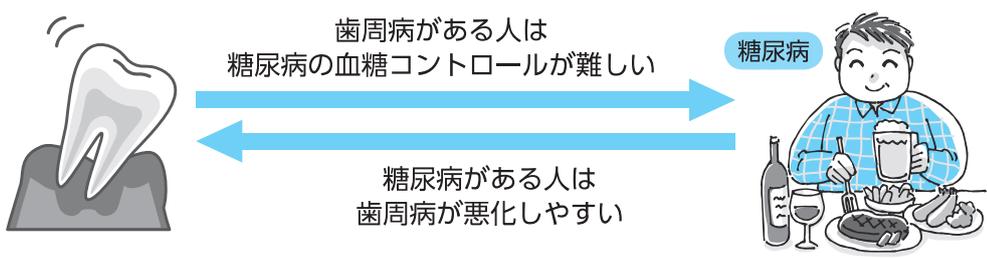
身体計測 血液検査(血糖検査) 尿検査(尿糖・尿蛋白)

年に一度は特定健診を受けましょう

▶ 定期通院中の方も！
特定健診で定期的に健康をチェックしましょう。



歯周病と糖尿病は相互に悪い影響を及ぼします



歯周病の治療により血糖値が改善することが報告されています

さらに歯周病予防には

- ・ 歯みがき
- ・ 歯間ブラシやデンタルフロスの使用
- ・ 歯科医院での歯石除去や専門的な歯面清掃

歯間ブラシやデンタルフロスは1日1回以上使いましょう！

介護保険ガイド

茨城県保健医療部
健康推進課

「認知症疾患医療センター」 をご利用ください

茨城県では、県内で13か所の病院を認知症疾患医療センターとして指定し、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、地域において認知症に対する進行予防から地域での生活維持まで、必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図っています。

「認知症疾患医療センター」とはどのようなことをする場所？

「認知症疾患医療センター」とは、認知症の鑑別診断とその初期対応や、身体合併症と行動・心理症状（BPSD）への対応、専門医療相談などを行うほか、地域での認知症医療連携体制を構築する拠点となる医療機関です。

専門医療相談窓口では専門の相談員による相談対応や、地域の保健医療・福祉サービスの紹介を行っています。



【行動・心理症状（BPSD）とは】

行動・心理症状（BPSD）とは、暴言や暴力などの行動症状や、抑うつや妄想などの心理症状を指し、これらの症状の内容は、認知症の原因疾患や環境によっても変化します。

「認知症疾患医療センター」の役割

(1) 専門的医療機能

専門の相談員が、ご本人やご家族だけでなく、かかりつけ医や地域包括支援センターからの相談に応じます。また、専門医が認知症の診断を行い、かかりつけ医や地域包括支援センターなど適切な医療・介護サービスに結び付けます。

ほかにも、認知症の行動・心理症状や身体合併症に対する治療や入院の対応を行います。

(2) 地域連携拠点機能

地域の医療・介護サービス関係者等により構築された地域の認知症支援体制構築のための会議を設置・運営、また、研修会も実施します。

また、認知症の早期発見・早期診断や、地域の連携体制の周知を行います。



(3) 診断後等支援機能

認知症の人や家族が、診断後であっても、今後の生活や認知症に対する不安を軽減できるようにすると共に、住み慣れた地域で日常生活を送ることができるよう、医療・介護関係機関と連携の推進を図ります。

(4) アルツハイマー病の抗アミロイドβ抗体薬に係る治療・相談支援機能

アルツハイマー病の抗アミロイドβ抗体薬に係る治療を行う際に、認知症の人やその家族、地域の医療機関からの当該治療についての相談対応・支援を行います。

また、アルツハイマー病の抗アミロイドβ抗体薬に係る治療の適応外である当事者の方への支援を行います。



県内の認知症疾患医療センターについて詳しく知りたい方は、右QRコードより県内の認知症疾患医療センター配置地図をご覧ください。 →



薬務課 インフォメーション



病院薬剤師確保対策の取組みについて

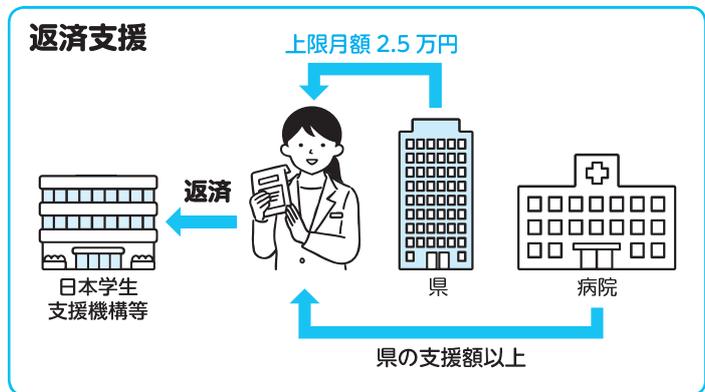
県内の病院において薬剤師が不足している状況に鑑み、県では、薬剤師不足地域内の病院で一定期間勤務することを条件に、奨学金返済を支援する「奨学金返済支援事業」や、修学資金の貸与を行う「薬学生修学資金貸与事業」を実施しています。(詳細は、県ホームページ等へ掲載)

また、昨年7月に、病院及び関係団体等からなる「茨城県病院薬剤師確保連絡協議会」を新たに設立し、病院薬剤師を目指す薬学生や薬剤師の確保を図るための各種事業（キャリア相談会の実施、情報発信等）に取り組んでいます。

●奨学金返済支援事業

申請受付等の詳細については、県HP等でご確認願います。

- ・対象者：奨学金の返済残額のある既卒薬剤師（薬局薬剤師等）、奨学金（貸与型に限る）の貸与を受けている薬学部5・6年生
- ・対象人数：10名/年
- ・支援額(県)：1人当たり上限月額2.5万円(県分のみ)
- ※当事業は、雇用する病院からも、県の支援額以上の金額を対象者に支援いただくことが条件
- ・補助期間：最長6年間
- ・支援要件：県内の薬剤師不足地域内の病院で勤務を開始し、奨学金の返済支援期間の1.5倍の期間県内の病院に勤務 など



これら2つの事業を含めた「病院薬剤師確保対策」について詳しくはこちら▶



●薬学生修学資金貸与事業

R7年度入学生から薬剤師「地域枠」制度が始まります。(県内病院への勤務はR13年度から開始予定)

- ・対象者：薬学部6年制課程に在学し、本県地域枠入試により入学したもの
- ・茨城県地域枠：順天堂大学薬学部2名
- ・貸与額(月額)：10万円
- ・貸与期間：6年間
- ・返還免除条件：県内の薬剤師不足地域内の病院で勤務を開始し、9年間県内の病院に勤務 など

●茨城県病院薬剤師確保連絡協議会について

病院薬剤師キャリア相談会や各種情報発信などの事業について、当連絡協議会を中心に実施しています。

※令和6年度は、県を含め6団体及び26病院が加入

【主な構成団体等】：各病院、医師会、病院協会、医療法人協会、薬剤師会、病院薬剤師会、茨城県

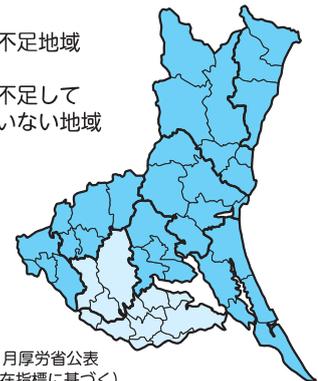
※参加病院は負担金有り

《主な事業内容》

- ・病院薬剤師キャリア相談会の実施、運営
- ・県ホームページでの会員病院の案内、病院薬剤師業務等の紹介
- ・民間就職サイトへの登録（インターン、キャリア相談会受付窓口の設置など）
- ・アドバイザーによる卒後研修プログラムの作成支援 など

病院薬剤師の不足状況
(二次保健医療圏別)

-  不足地域
-  不足していない地域



(R5年6月厚労省公表薬剤師偏在指標に基づく)

第4回 高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費について

前回は介護保険の利用者負担や利用者負担を軽減する制度について掲載しました。今回は制度が複雑で問い合わせの多い、高額介護サービス費と高額医療合算介護サービス費について掲載いたします。

高額介護サービス費とは

介護サービスを利用する際は、自己負担割合に応じた利用料を負担することになりますが、1カ月に支払った利用者負担の合計が負担限度額を超えたときは、超えた分が

払い戻される制度です。払い戻しには市町村（被保険者証の発行元）への申請が必要となります。

○高額介護サービス費の上限額（参考）

所得区分	上限額
課税所得 690 万円以上	世帯 140,100 円
課税所得 380 万円以上 690 万円未満	世帯 93,000 円
課税所得 380 万円未満	世帯 44,400 円
市町村民税課税世帯のうち、上記の条件に該当しない	世帯 44,400 円
市町村民税非課税世帯のうち、下記の条件に該当しないまたは境界層該当者	世帯 24,600 円
市町村民税非課税世帯で、[合計所得金額 + 公的年金等収入額 ≤ 80 万円/年] を満たす者、または老齢福祉年金受給者	世帯 24,600 円 個人 15,000 円
生活保護の被保護者、または境界層該当者	世帯 15,000 円 個人 15,000 円

○高額介護サービス費の支給対象

高額介護サービス費を算出する際の対象は、保険の対象である介護サービス費用の利用者負担です。

そのため、福祉用具購入費、住宅改修費や施設での食費、

居住費、日常生活費等その他の利用料は含まれません。

また、保険料滞納による給付制限を受けている場合は、介護サービスを利用しても高額介護サービス費の算出対象になりません。

高額医療合算介護サービス費とは

介護保険と医療保険における1年間（8月～翌年7月）の自己負担の合算額が高額な場合に、自己負担を軽減する制度です。

医療保険上の世帯単位で、医療と介護の自己負担合算

額が、所得に応じて定められた上限額を超えた際に、高額医療合算介護サービス費が支給されます。支給を受けるにあたっては医療保険者（後期高齢者は市町村）への申請が必要となります。

○高額医療合算介護サービス費の上限額（参考）

	75 歳以上	75 歳未満（被用者保険・国民健康保険）	
	後期高齢者医療 + 介護保険	高齢受給者がいる世帯 + 介護保険	70 歳未満がいる世帯 + 介護保険
① 標報 83 万円以上・旧ただし書所得 901 万円超・70 歳以上現役並み所得者	212 万円	212 万円	212 万円
② 標報 53 ～ 79 万円・旧ただし書所得 600 万円超 901 万円以下・70 歳以上現役並み所得	141 万円	141 万円	141 万円
③ 標報 28 ～ 50 万円・旧ただし書所得 210 万円超 600 万円以下・70 歳以上現役並み所得者	67 万円	67 万円	67 万円
④ 標報 26 万円以下・旧ただし書所得 210 万円以下・70 歳以上一般	56 万円	56 万円	60 万円
⑤ 低所得者	Ⅱ	31 万円	34 万円
	Ⅰ	19 万円 (31 万円)	

○高額医療合算介護サービス費の処理スケジュール

高額医療合算介護サービス費は、自己負担額を基に医療保険者と介護保険者が比率に応じて支給額を算出するため、申請から支給までに時間を要します。また、後期高

齢者分の申請は年間約 2.5 万件あるため、申請書が大量に届く繁忙期は通常よりも多くの時間を要しております。おおまかな処理の流れは下表のとおりです。

1ヶ月～6ヶ月※	1ヶ月	1ヶ月	1ヶ月
医療保険者（市町村）にて申請書を受領して電子化する。	申請書を国保連合会にて受領後、申請者の自己負担額について、医療保険、介護保険でそれぞれ確認する。	申請者の自己負担額から支給額を算出する。	申請者へ高額医療合算介護サービス費を支給する。

※申請書を受領状況によって登録期間が変動します。

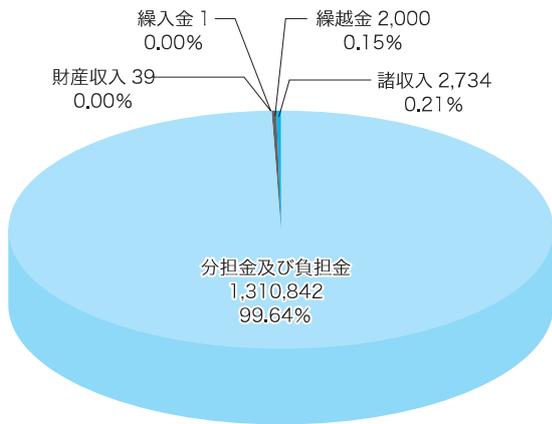
後期高齢者医療広域連合通信

令和7年度一般会計予算及び後期高齢者医療特別会計予算について

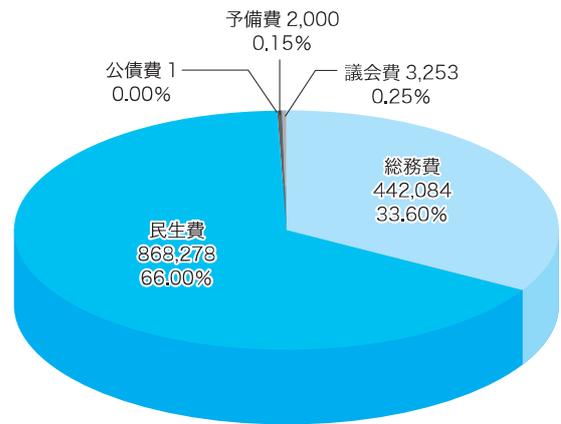
(1) 一般会計

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 13 億 1,561 万 6 千円としました。
これは、令和 6 年度当初予算と比較して 9,318 万 6 千円、率にして 7.62% の増となります。

令和 7 年度歳入予算額 1,315,616 (単位：千円)



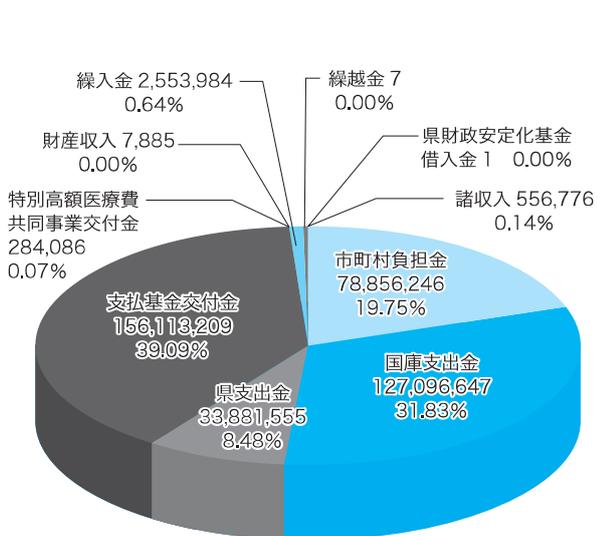
令和 7 年度歳出予算額 1,315,616 (単位：千円)



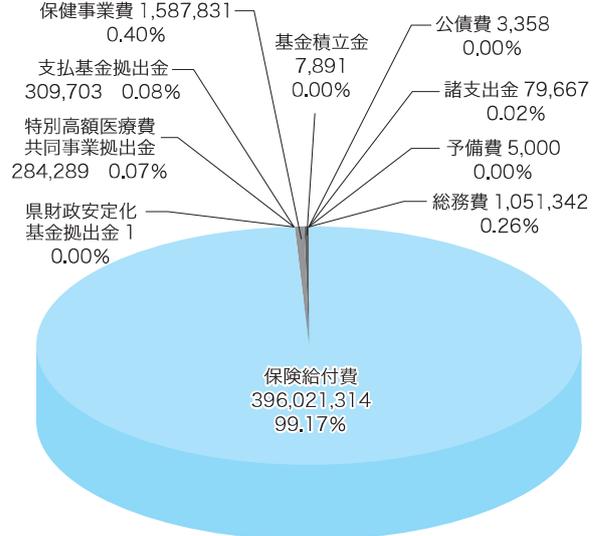
(2) 後期高齢者医療特別会計

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,993 億 5,039 万 6 千円としました。
これは、令和 6 年度当初予算と比較して 48 億 7,168 万 9 千円、率にして 1.23% の増となります。

令和 7 年度歳入予算額 399,350,396 (単位：千円)



令和 7 年度歳出予算額 399,350,396 (単位：千円)



第三者行為届け出の周知広報について

茨城県後期高齢者医療広域連合では、リーフレットを作成し、第三者行為の届け出の促進に取り組んでいます。

お知らせ



交通事故などの 第三者行為で



ケガ等をしたときは各市町村の

後期高齢者医療担当窓口 **すぐに届け出を!**

❗ 第三者が起こした行為により
負ったケガ等の治療で
保険証を使用する場合には
届け出が必要です。

必ずお住まいの市町村の後期高齢者医療担当窓口
に届け出をしてください。

第三者行為の例

交通事故



他人のペットに 咬まれた



❗ こんな時も届け出を
してください

- 家族や親せきが運転する自動車に同乗して
事故にあった場合(単独事故含む)
- 相手が不明な場合
- 自身の過失が大きい
(相手の過失が小さい)場合



介護施設での事故



他人の落下物などに 当たった



傷害事件に 巻き込まれた



届け出のしかた

- 1 まずは**お住まいの市町村の
後期高齢者医療担当窓口にご連絡**ください。
- 2 **必要な書類をご案内**します。
(事故状況によって必要な書類が異なります。)
- 3 **書類をご記入・ご準備のうえ、お住まいの
市町村の後期高齢者医療担当窓口にご提出**ください。



なぜ市町村への 届け出が必要なの?



第三者の行為によってケガをしたり病気になった
時、被害者は加害者に損害賠償を請求できますが、
その治療に保険証を使った場合、本来加害者が支払う
べき治療費を後期高齢者医療保険が負担したことに
なります。

このため、保険者である茨城県後期高齢者医療広域連合は、医療機関
に支払った費用を加害者(加害者が加入する損害保険会社の場合もあり
ます)に請求しています。

この請求に必要な情報を得るために、傷病の原因となった状況や請求先
となる加害者の情報などの届け出をお願いしています。

医療費の増加を
抑制するため、
必ず届け出を
してください。

第三者行為による被害届を提出しただけでなかった
場合、本来加害者が支払うべき医療費を請求できず、
支払う必要のない医療費を後期高齢者医療保険が
負担することになります。

無届けが原因で医療費の増加を招き、最終的に各人の
保険料の増加にもつながりますので、必ず届け出をして
ください。

⚠️ 下記の場合は **保険証が使えません!** ⚠️

仕事中や
通勤中の
事故

労災保険の対象となります。

自身が
飲酒運転や
無免許運転
をして、ケガをしたとき

ケンカ
によるもの

茨城県後期高齢者医療広域連合

TEL 029-309-1214

※後期高齢者医療保険は75歳以上(一定の障害があると認定
された場合65歳以上)の方が加入する医療保険です。

第4回 糖尿病性腎症重症化予防プログラムの評価

「重症化予防とKDBシステム」

糖尿病性腎症重症化予防プログラム（以下、プログラム）の取組はデータヘルス計画、健康増進計画（健康日本21）、医療費適正化計画、医療計画の保健事業と密接に連携しながら展開する必要があります。保健事業は、住民の健康を守るだけでなく、国民皆保険制度を守り、社会保障費の安定を目指すためにも重要な事業なので、KDBシステムは保健事業の成果を評価できるように工夫されています。健診データで対象者を抽出し、受診勧奨・保健指導で介入し、その成果をKDBデータで確認できるのです。

「合理的根拠に基づく政策立案、ロジックモデル」

国はEBPM（エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング）合理的根拠に基づく政策立案の一環としてロジックモデルによる取組を進めています。政策目標を明確化したうえで、経験や直感ではなく、データや合理的根拠を基に政策を立案するのです。政策効果の測定に統計データを活用したEBPMの推進は、政策の有効性を高め、市町村行政の信頼性向上に寄与すると考えられます。具体的な例としてプログラムで示された糖尿病領域のロジックモデルで説明します。（図1）

糖尿病重症化予防の政策目標は、糖尿病性腎症による新規透析導入患者を減らすことです。アウトカム指標は中間と最終の2層に整理します。その上で、施策ありきではなく、政策目標・アウトカム指標を達成するにはどんな施策（手段）が必要かを考えるのです。この場合、中間アウトカムは、糖尿病有病者の増加の抑制、HbA1c 8.0%以上の者の減少、治療継続者の増加、高血圧の改善、LDLコレステロール高値の者の減少、適正体重の維持、メタボリックシンドロームの減少にな



図1 糖尿病領域のロジックモデル

【未治療者・治療中断者】医療機関への受診勧奨と保健指導

HbA1c (%)	腎障害の程度					
	以下のどちらかに該当 ・eGFR<45 ・尿蛋白(+)以上		以下のどちらかに該当 ・45≤eGFR<60 ・尿蛋白(±)		以下の両方に該当 ・60≤eGFR ・尿蛋白(-)	
	受診中	血圧高値 受診なし	正常範囲	受診中	血圧高値 受診なし	正常範囲
8.0以上	CKD対策	CKD対策	CKD対策	CKD対策	CKD対策	CKD対策
7.0~7.9	CKD対策	CKD対策	CKD対策	CKD対策	CKD対策	CKD対策
6.5~6.9	CKD対策	CKD対策	CKD対策	CKD対策	CKD対策	CKD対策
6.5未満	CKD対策	CKD対策	CKD対策	CKD対策	CKD対策	CKD対策

Legend: ■ CKD対策 (CKD Strategy), ■ 高血圧受診勧奨 (Hypertension Consultation Encouragement)

図2 KDBを活用した対象者の抽出基準

【対象者の状態に応じた受診勧奨・保健指導】

レベル	受診勧奨	保健指導
I	通知、健康教室等の案内（面談の機会を設定）	主に糖尿病及び生活習慣の改善に関する内容について通知、健康教室の案内
II	通知・電話/面談	腎障害の悪化を予防するための、糖尿病等生活習慣病の管理に関する内容を中心とし、通知・電話/面談
III	通知・電話/面談/訪問にて確実に実施	腎障害の悪化を防ぐための治療や生活に関する内容を中心とし、通知・電話/面談/訪問を確実に実施

図3 抽出基準のレベルに応じた介入方法の例

ります。他にも指標がありますが、赤字の部分で健康日本21（第三次）の目標として、包括的なリスク管理の対象となつていきます。これらの指標はKDBシステムで確認することができ、この中間アウトカムを実現するための施策（保健事業）として、生活習慣の改善があり、具体的には適切なエネルギー摂取量、栄養バランスの維持、食塩摂取量の減少、運動習慣の継続、適正飲酒の継続、禁煙、歯科受診による歯周病対策、特定健診と保健指導の実施率向上なのです。これらはCKD対策にもつながります。（図2）

これらの保健事業を実施し、第2段のリスク管理をKDBシステムを活用して新規透析導入患者数の減少だけでなく、糖尿病に関連する脳卒中や心血管疾患などの高額な手術を減らすことができたかを確認・評価するのです。

【抽出基準、大事なことは重症化させないこと】

プログラムでは特定健診受診者に対してKDBを活用して糖尿病の治療状況（未治療・治療中断）、HbA1c、腎障害の程度（eGFRまたは尿蛋白の状況）、血圧区分を踏まえた対象者の抽出基準が示されています。（図2）そして、抽出基準のレベルに応じた介入方法の例が示されています。（図3）評価は具体的なデータがなければできません。（図3）評価は具体的なデータがなければできません。健診未受診者の場合、KDBで過去5年間に遡つての健診データを確認することができます。過去5年間で一度でも健診を受けていたらHbA1cのデータとレポートの存在で糖尿病を治療しているかを確認できます。HbA1cの値が6.5%以上であるにも関わらずレセプ

トがない場合は未治療か治療中断になります。

図4は厚生労働省国民健康保険課が作成した糖尿病性腎症重症化予防事業実施の手引き（令和6年度版）に掲載されている「KDBシステムの個人別履歴画面」です。5年間の治療状況、病名、医療費、健診データを一覽で確認することができます。

【評価はKDBで確認できる】

KDBシステムを活用し、被保険者個人のデータ変化を見ることが必要です、悪化しているのか、改善しているのか。特に国保から後期高齢者医療制度に移行する被保険者は、広域連合とも連携し切れ目なく支援を継続するとともに、国保と後期高齢者医療制度のKDBデータ

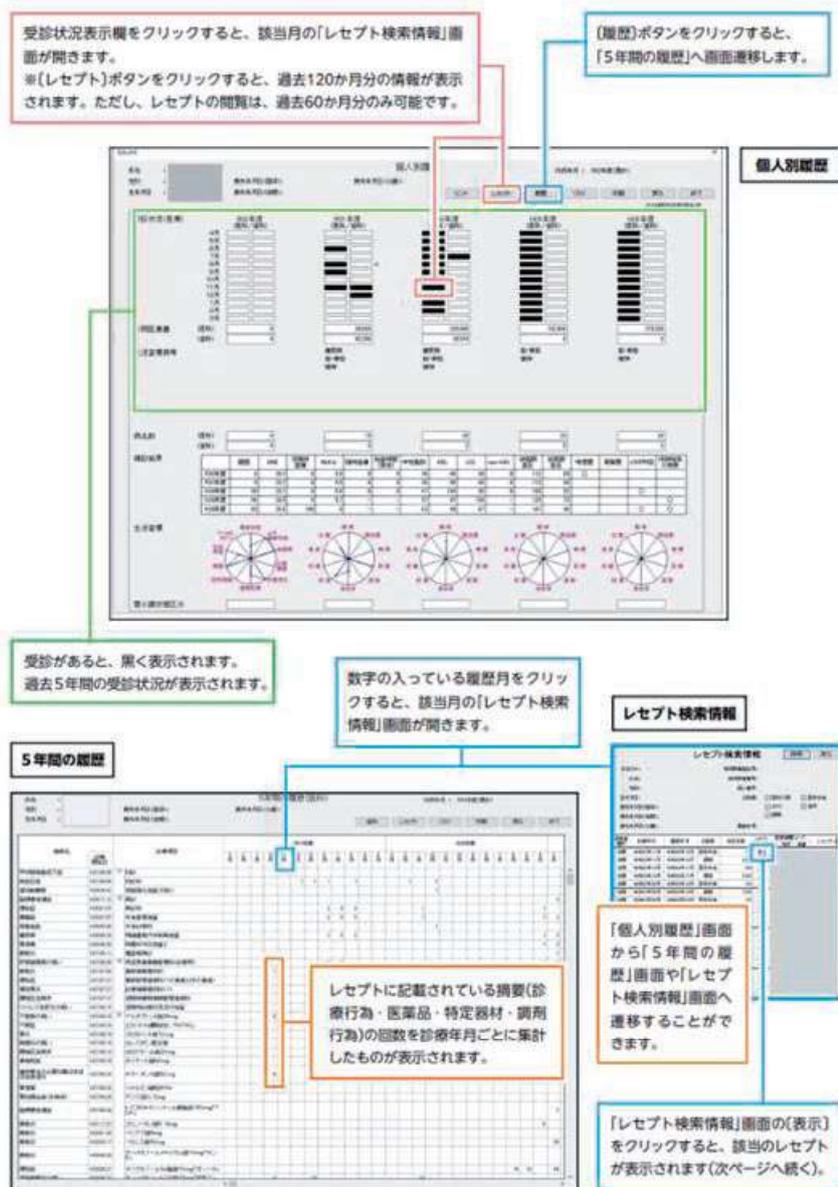


図4 KDB システムの個人別履歴画面

を併せて分析し評価することが重要です。抽出された対象者のうち、何人に受診勧奨や保健指導を実施できたか、1年後のHbA1cや血圧、腎障害の程度の変化、長期的には新規透析導入の減少が重要な指標となります。受診勧奨や保健指導を実施した被保険者と、実施していない被保険者でアウトカム評価指標を比較したり、被保険者全体における各種指標が中長期的にどのようなように変化したか確認ができます。

KDBシステムは地域の健康課題を解決するためにも有益なツールです。なぜ医療費が高くなるのか、なぜ入院することになったのか、なぜ高額な手術をすることができたのか。個人レベルで経年の変化を見ることができず、どういう人が重症化してしまったのか、透析になった

人はどのような経過を辿っていたのか、脳卒中、心筋梗塞、弁膜症、大動脈解離で高額な手術をする人はどのような疾患を背景に持っていたのか、なぜHbA1cや血圧が高いままなのか、なぜ治療をしていても検査結果が改善しないのか、なぜ治療中断するのか、なぜ薬を飲み忘れてしまうのか、なぜ食後高血糖を起こすのか、今回のプログラム改定は、このような健康課題を解決するためのヒントをくれます。

【KDBシステムの持つ力】

解決すべき課題があるとしても、無用な波風を立てることを心配して前例を踏襲するといった消極的な姿勢が地域の健康課題を先送りすることになり、結果として地域住民に不利益をもたらすこととなります。KDBシステムが出来たことで、それまで保健師が手作業で行ってきた健康づくり、地域分析のデータ作成がボタン1つで可能となりました。糖尿病性腎症重症化予防は、地域住民の健康保持・増進、健康寿命の延伸につながります。市町村の財政担当者にも納得してもらえるようなデータをKDBで示し、政策に生かすことが出来るのです。

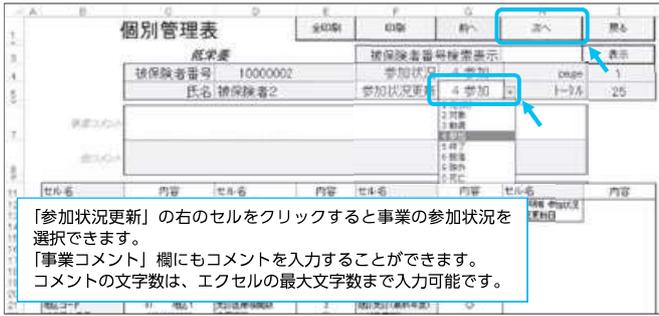
糖尿病、高血圧、腎不全の重症化を防ぎつつ、生活習慣の改善を継続することが、人工透析を防ぎ、脳卒中や心血管疾患などの高額な手術を減らすことになり、結果的に医療費を抑えることにつながります。そのことが地域住民の健康を守り、社会保障費を安定させ、持続可能な国民皆保険制度を堅持することになるのです。いつでも、どこでも、だれでも安心して医療を受けることができます。それが国民健康保険制度の目指すものなのです。

今回で、私の担当は終わることになります。KDBシステムが宝の持ち腐れにならないよう活用されることを期待しています。4年間ありがとうございました。



医療経済研究機構
企画戦略担当部長
（元厚生労働省健康局長）
矢島 鉄也

図 5

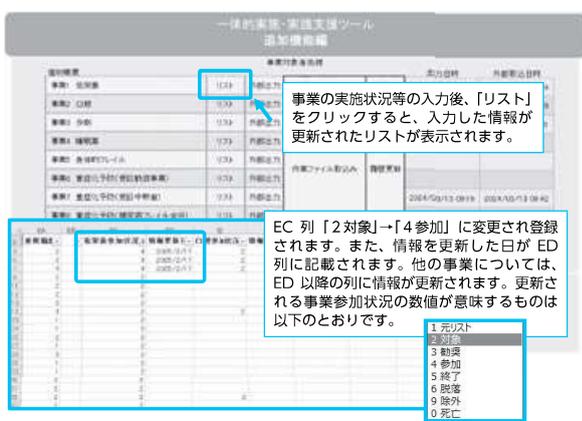


「参加状況更新」の右のセルをクリックすると事業の参加状況を選択できます。
「事業コメント」欄にもコメントを入力することができます。
コメントの文字数は、エクセルの最大文字数まで入力可能です。

図 4



図 6



事業の実施状況等の入力後、「リスト」をクリックすると、入力した情報が更新されたリストが表示されます。

EC 列「2対象」→「4参加」に変更され登録されます。また、情報を更新した日が ED 列に記載されます。他の事業については、ED 以降の列に情報が更新されます。更新される事業参加状況の数値が意味するものは以下のとおりです。

- 1 元リスト
- 2 対象
- 3 対象
- 4 参加
- 5 終了
- 6 放棄
- 9 終了
- 0 死亡

何人か登録できたら、一旦戻って、「事業1 低栄養」の脇にある「リスト」をクリックしよう。(図6) 対象者のリストが表示され、先ほど入力した低栄養の参加状況は、EC列「低栄養参加状況」が「2対象」から「4参加」になったのが分かるかな？

事業の実施状況が簡単に入力できるんですよ。
「次へ」をクリックすると登録が完了するよ。

入力できました。

例えば、参加した方を登録する場合、「4参加」を選択するよ。試しにやってみよう。(図5)

図 7



終わりました。
そうすると、先ほど入力した事業の実施者が表に反映されるよ。本当ですね。今年、実施した他の事業の登録もしてみます。

（作業中）
「計算」ボタンをクリックするよ。(図8)

そうだよ。その他の事業もEC列以降にあるので確認してみてね。そうしたら一旦戻って、真ん中の「履歴更新」、右下の「履歴情報集計」をクリックしよう。(図7)画面が表示されたら、上の「計算」ボタンをクリックするよ。(図8)

変わっています。その脇の列には入力した日が記載されるんですよ。

KDBシステムについての
お問い合わせはこちらまで

ご不明な点がございましたら、Eメールや電話等でお問い合わせください。操作支援をご希望の場合、本会での個別支援や訪問支援を実施しておりますのでお気軽にご連絡ください。

茨城県国民健康保険団体連合会
保健事業課 保健事業係
TEL：029（301）1553
FAX：029（301）1575
Email：jigyuu@ibaraki-kokuhoren.or.jp

図 8



先ほど登録した事業の参加状況が反映されます。

保険料(税)収納率向上アドバイザー 派遣事業の5年間を振り返って

茨城県国民健康保険団体連合会

保険料(税)収納率向上アドバイザー 近藤 文雄

1 収納率向上アドバイザー 派遣事業とは

収納率向上アドバイザー派遣事業とは、茨城県国民健康保険運営方針に基づき、収納対策の強化に資する取組の一環として、収納率向上アドバイザーを市町村に派遣し、収納率の目標が達成できるよう支援する事業です。

当事業は、2本立てで構成されています。

一つは、収納率向上アドバイザー派遣事業そのものです。

この事業の実施期間は2年間で、市町村の要望に応じ、滞納整理計画の作成や執行停止基準の制定、見直し、滞納整理困難案件の意見交換、更には職場内研修等を支援内容としています。

もう一つは、フォローアップ支援事業です。

実施期間は1年間で、収納率向上アドバイザー派遣事業終了後の整理状況確認のために実施しています。

なお、訪問回数は、収納率向上アドバイザー派遣事業が1〜2か月に1回程度、フォローアップ事業については年2〜3回程度です。

2 収納率向上アドバイザー 受嘱当時の思い

令和2年4月1日付で国保連合会収納率向上アドバイザーを受嘱してから、この3月で丸5年を迎えようとしています。

収納率向上アドバイザー派遣事業の原点は、市町村の要望に沿った支援をするということです。

しかしながら、受嘱当時は、保険料(税)の滞納課題解決のために何をすべきか、また、どう進めていけばいいのかを熟考していました。

不安なスタートでしたが、この後記述したことは、主に私が支援にかかわった市町について、その都度の取組みを書き留めたものです。

3 収納率向上アドバイザー 派遣事業のスタート(令和2年度)

収納率向上アドバイザー派遣事業は、土浦市と大洗町を支援対象としましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、私が主に担当した土浦市の支援は見送られました。

4 収納率向上アドバイザー 派遣事業2年目(令和3年度)

収納率向上アドバイザー派遣事業は、引き続き、土浦市と大洗町を支援対象としました。

土浦市は、前年度に引き続き、私が主に担当することになりましたが、依然として新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、3回の訪問でした。

支援内容としては、滞納整理計画の確認作業と現状及び課題についての意見交換、更には、引き続き予定する令和4年度の支援内容についての協議でした。



5 収納率向上アドバイザー

派遣事業3年目(令和4年度)

収納率向上アドバイザー派遣事業は、引き続き土浦市と大洗町を、新規で高萩市を支援対象としました。

土浦市、高萩市とも10回訪問しました。

高萩市は、滞納繰越分の収納率を引き上げることが課題であったため、滞納困難案件の意見交換を重点的に実施しました。

土浦市の支援内容についても、滞納整理困難案件についての意見交換が主で、両市とも、執行停止相当案件がほとんどでした。

6 収納率向上アドバイザー

派遣事業4年目(令和5年度)

収納率向上アドバイザー派遣事業は、引き続き土浦市と高萩市を、新規で筑西市を支援対象としました。

土浦市については6回、高萩市は5回、筑西市については、6回訪問しました。

3市とも支援内容は、滞納困難案件の意見交換が主で、ほとんどが、執行停止相当案件と外国人の滞納案件でした。

また、土浦市においては、8月

と10月に滞納案件の進行管理ヒアリングのデモンストラクションを実施しました。

7 収納率向上アドバイザー

派遣事業5年目(令和6年度)

収納率向上アドバイザー派遣事業は、引き続き筑西市を、新規でかすみがうら市と常総市を支援対象としました。

私の担当する筑西市へは、8回訪問し、3月に9回目の訪問を予定しています。

支援内容は、滞納困難案件の意見交換と内部研修会です。

研修会は、7月に新任徴税吏員向けの初任者研修をそして9月には、自動車差押研修を実施しました。

フォローアップ支援事業は、収納率向上アドバイザー派遣事業が終了した土浦市と高萩市を支援対象としました。

訪問回数は、土浦市が3回、高萩市は、これから訪問する3月を入れて3回です。

支援内容は、滞納困難案件の意見交換が主で、その大半は執行停止案件でした。

8 総括

この5年間、滞納困難案件の意見交換を重点的に実施してきました。

その結果として、一部の市で繰越収納率の改善が、また、支援対象の全ての市町で、滞納困難案件の執行停止等により整理率のアップが見受けられました。

特に執行停止の処理は、最長でも3年後には、時効により不納欠損処理が可能となります。

今後、継続して不良債権の処理をすることによって、支援対象市町の収入未済額が圧縮し、更には収納率が向上することを切望しています。



近藤 文雄 プロフィール

平成 20 年
平成 22 年
平成 23 年
平成 24 年
平成 25 年
平成 27 年
令和 2 年～

常陸太田県税事務所 収税課長
水戸県税事務所 次長兼収税第一課長
常陸太田県税事務所 次長兼総務課長
常陸太田県税事務所高萩支所 副参事兼支所長
常陸太田県税事務所 所長
茨城租税債権管理機構 徴収指導員
茨城県国民健康保険団体連合会
保険料(税) 収納率向上アドバイザー

医療費の状況

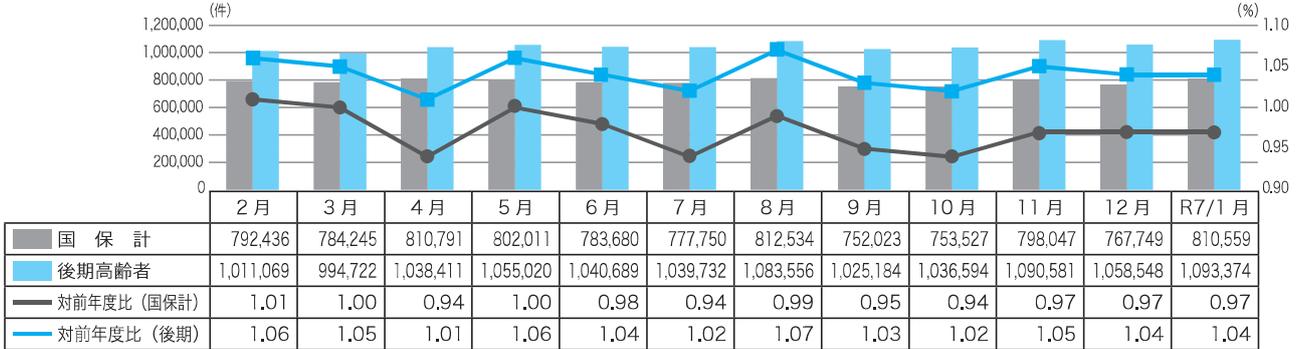
①被保険者数の推移

(人)

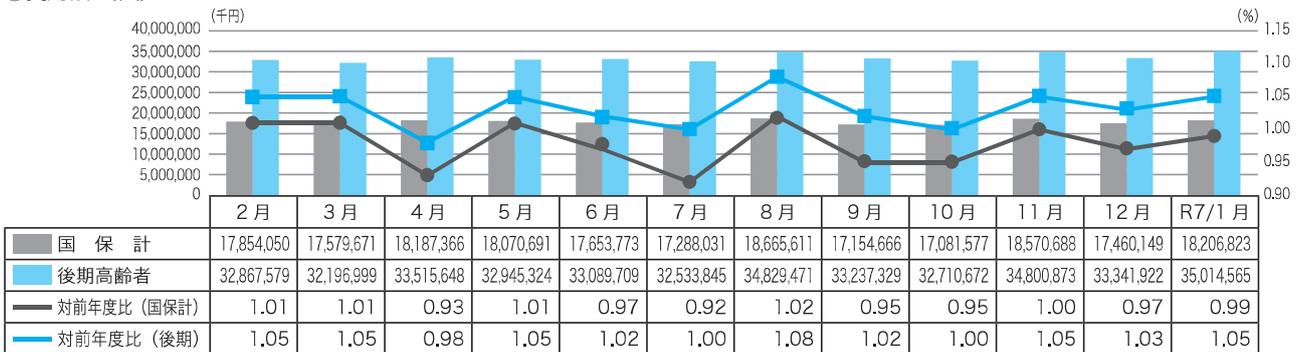
審査月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7/1月
国保計	596,122	593,126	590,232	596,148	592,724	589,570	585,352	582,380	580,501	577,234	573,975	571,210
対前月差	-2,856	-2,996	-2,894	5,916	-3,424	-3,154	-4,218	-2,972	-1,879	-3,267	-3,259	-2,765
後期高齢者	463,929	465,218	466,507	468,118	469,491	470,666	472,030	473,350	474,744	476,107	477,223	478,135
対前月差	2,165	1,289	1,289	1,611	1,373	1,175	1,364	1,320	1,394	1,363	1,116	912

※被保険者マスタより作成。各審査月の前月末現在の人数。

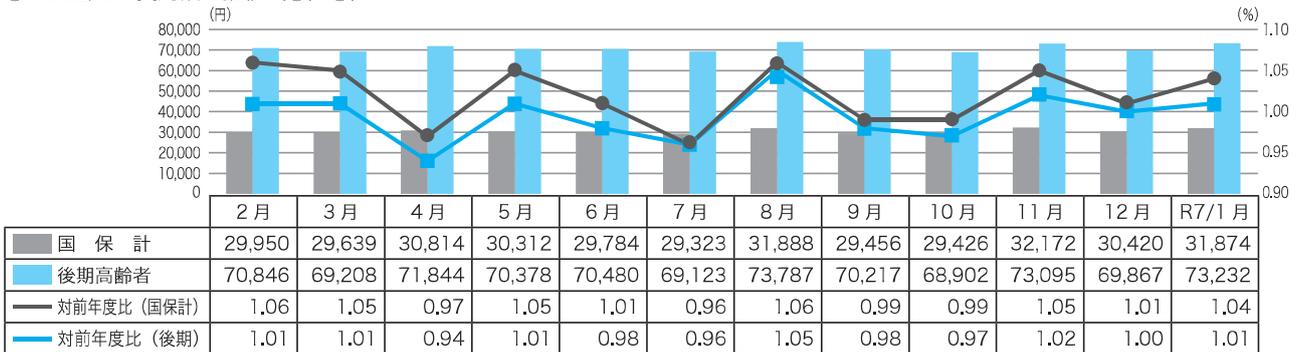
②件数の推移



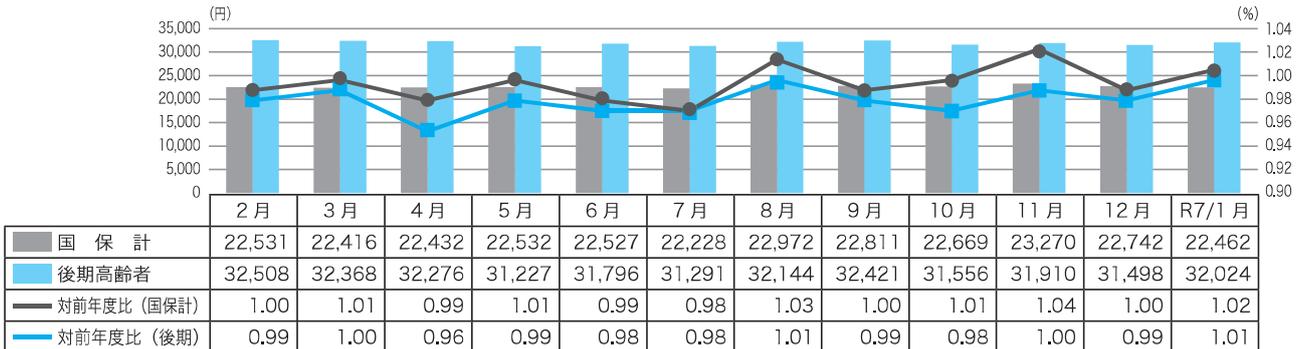
③費用額の推移



④1人当たり費用額の推移(③/①)



⑤1件当たり費用額の推移(③/②)



■介護保険の状況

①認定者数の推移

(人)

審査月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7/1月
認定者数	150,597	150,581	150,753	150,997	151,544	152,024	152,702	152,939	153,262	153,941	154,223	154,227
対前月差	-105	-16	172	244	547	480	678	237	323	679	282	4

※認定者数は、審査月の前月の（サービス提供月）末時点若しくはその月途中で資格喪失した場合は直近の要支援、要介護の認定者数である。

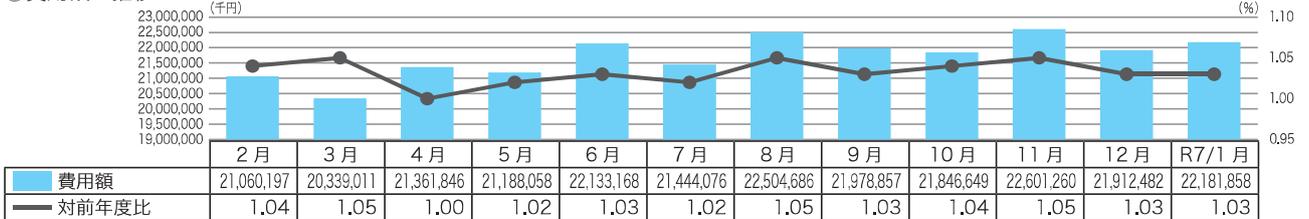
②受給者数の推移

(人)

審査月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7/1月
受給者数	135,981	135,501	136,197	136,086	137,514	138,188	138,847	137,858	139,162	139,949	140,369	140,369
対前月差	-998	-480	696	-111	1,428	674	659	-989	1,304	787	420	0

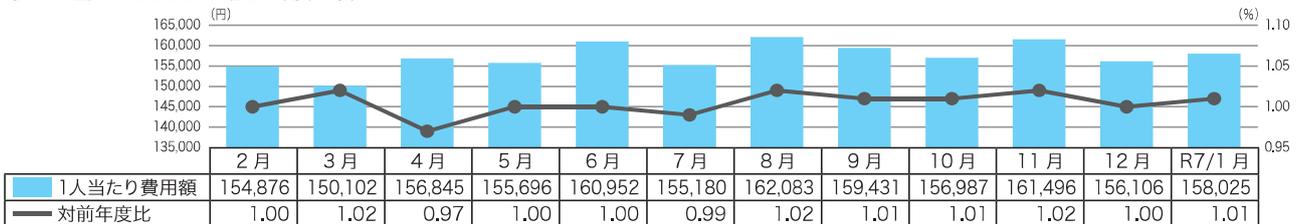
※受給者数は、認定者のうち、現物給付を受けた人数であり、明細書を被保険者番号で名寄せした件数。

③費用額の推移



※費用額とは保険給付額、総合事業費、公費負担額、利用者負担額、特定入所者介護サービス費等費用額を合計した額（食事提供費含む）である。

④1人当たり費用額の推移 (③/②)



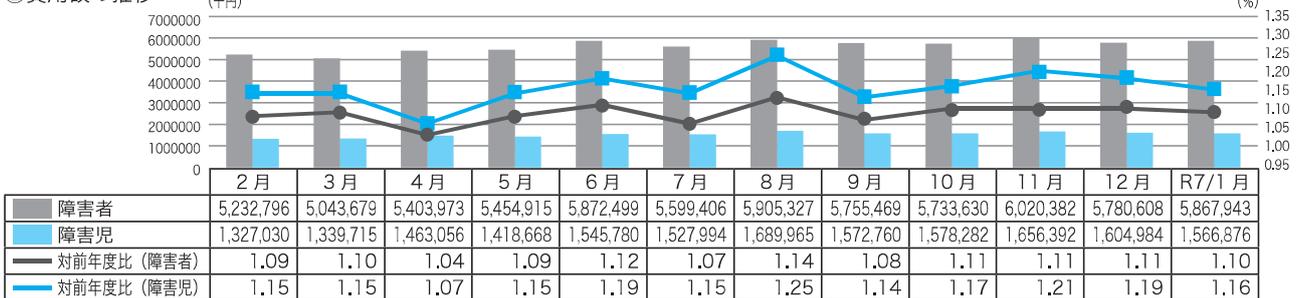
■障害者総合支援給付費の状況

①件数の推移

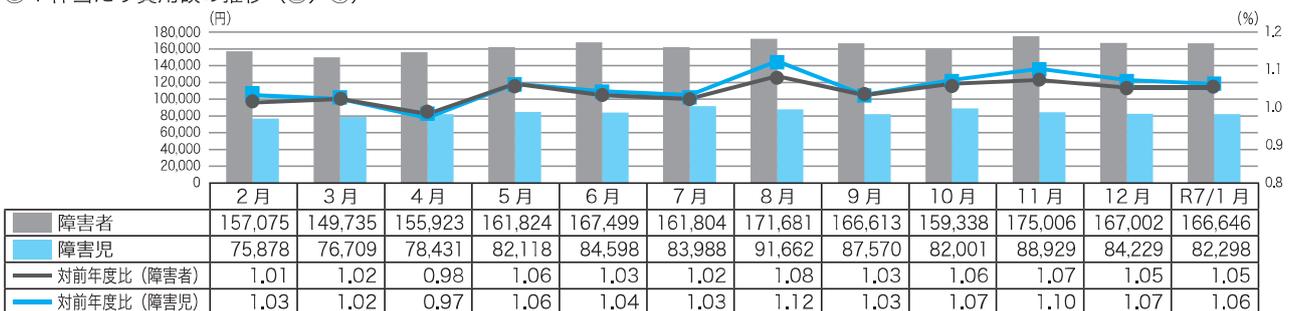
(件)

審査月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7/1月
障害者	33,314	33,684	34,658	33,709	35,060	34,606	34,397	34,544	35,984	34,401	34,614	35,212
対前月差	-392	370	974	-949	1,351	-454	-209	147	1,440	-1,583	213	598
障害児	17,489	17,465	18,654	17,276	18,272	18,193	18,437	17,960	19,247	18,626	19,055	19,039
対前月差	27	-24	1,189	-1,378	996	-79	244	-477	1,287	-621	429	-16

②費用額の推移



③1件当たり費用額の推移 (②/①)



令和7年度茨城県国保事業充実強化推進運動 (新・国保3%推進運動) について



令和6年度茨城県国保事業充実強化推進委員会において、令和7年度茨城県国保事業充実強化推進運動(新・国保3%推進運動)方針及び令和7年度「共同対策月間」の設置について協議し、下記のとおり、4つの「共同対策月間」を実施することが決定しました。

新・国保 3%推進運動 について

1

収納率向上対策

国保保険料(税)の収納率を1%以上引き上げること

2

医療費適正化対策

医療費適正化対策により、国保医療費の1%以上の財政効果を上げること

3

保健事業対策

保健事業費として国保保険料(税)の1%以上を確保すること

令和7年度は、4つの「共同対策月間」を設置します

特定健診受診促進月間 (令和7年9月)

県内の国保被保険者に対して、特定健診受診について広報・啓発活動など各種事業を実施し、受診率の向上を目的とします。



第三者行為求償強化月間 (令和7年10月)

県内の国保被保険者に対して、第三者行為発生時の届出について広報・啓発活動など各種事業を実施し、届出の促進を目的とします。



国保料(税) 収納促進月間 (令和7年11月)

県内の国保被保険者に対して、国保料(税)の納付について広報・啓発活動など各種事業を実施し、国保料(税)の収納率向上を目的とします。



糖尿病対策月間 (令和7年11月)

県内の国保被保険者に対して、糖尿病予防・重症化予防について広報・啓発活動など各種事業を実施し、糖尿病予防に関する意識の向上を目的とします。





審査管理課は3つの係から構成され、主な業務内容については図のようになっています。

今回は療養費係の主な業務の一つである柔道施術療養費の支払い業務についてご紹介いたします。

▼審査管理課の構成及び主な業務

審査企画係	・診療報酬審査委員会に関すること ・国保総合システムのコンピュータチェックに関すること 等
業務支援係	・妊婦・乳児健康診査委託料審査支払事務に関すること ・出産育児一時金の支払事務に関すること 等
療養費係	・療養費に係る支給申請書の審査支払並びに審査手数料の調定事務及び請求に関すること 等

◎柔道施術療養費の支払拡大について

柔道施術療養費については、公益社団分とそれ以外の公益社団外分に大別されます。

令和6年8月審査分までは、公益社団分のみ保険者から委託を受けて本会が支払いを行っていましたが、令和6年9月審査分からは、それ以外の公益社団外分についても支払いを受託することになりました。これを柔道施術療養費の支払拡大と呼んでいます。

対象となる保険種別は全種類（国保、医療福祉費、後期高齢者医療）で、県内全ての保険者（44市町村、2国保組合及び広域連合）から委託いただいています。

分類	令和6年8月審査分まで	令和6年9月審査分より（支払拡大）
公益社団分	国保連で支払う	国保連で支払う
公益社団外分	保険者で支払う	

1：振込について

本会の柔道施術療養費審査において決定したデータ（n月処理）については、公益社団分と同様に申請書に記載された口座情報へ（n月+1月の25日）本会が支払い（振込）ます。

2：本会が受託する業務及び件数について

	保険者【令和6年8月審査分まで】	連合会【令和6年9月審査分より】
業務	<ul style="list-style-type: none"> ○申請書（国保・医療福祉費）の口座情報の確認 ○銀行提出用振込データの作成 ○施術団体、個人施術所へ支払関係帳票の作成・送付 ○支払に係る施術団体、個人施術所との電話照会等 	○全て連合会にて受託
件数	<ul style="list-style-type: none"> ○※公益社団外分（約7,000件） ○あん摩マッサージ（約300件） ○はり・きゅう（約440件） ○その他療養費（約930件） ・一般療養費、治療用補装具等 	<ul style="list-style-type: none"> ◇公益社団分（約4,500件） ○※公益社団外分（約7,000件）

3：本会へ委託するメリットについて

- ・保険者における作業の効率化が図られます。
- ・支払に係る「振込手数料」が本会負担により削減されます。

国においては医療DXとして、各分野の電子化が検討されており、療養費も例外ではありません。その進捗状況を踏まえる必要はありますが、今後も、連合会で受託出来るものは段階的に対応して参りたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

国保連合会 ヘッドライン

2月				1月					12月				
27 (木)	25 (火)	20 (木)	18 (火)	10 (月)	5 (水)	31 (金)	24 (金)	23 (木)	21 (火)	17 (金)	26 (木)	23 (月)	2 (月)
令和7年第1回通常総会	KDB補完システム「KDB Expander」の活用に係る説明会	令和6年度第2回茨城県保険者協議会	令和6年度第4回出納検査	茨城県国民健康保険運営協議会会長会 令和7年第1回理事会	令和7年第1回理事会	令和6年度第2回茨城県保険者協議会 作業部会 (Web開催)	正副理事長会議 (持ち回り)	茨城県国民健康保険運営協議会会長会 監事監査	正副理事長会議 (持ち回り)	市町村介護給付適正化事務担当者会議 (Web開催)	茨城県国民健康保険運営協議会会長会 監事監査	令和6年度経営計画推進委員会	茨城県国民健康保険運営協議会会長会 監事監査
市町村会館2階 「大会議室」	市町村会館「講堂」	本会第一会議室	本会第一会議室	本会第一会議室	水戸市内	本会第二会議室	水戸市内、ひたちなか市	本会第一会議室	小美玉市	本会第一会議室	本会第一会議室	本会第一会議室	本会第一会議室

令和6年度経営計画推進委員会 — 12/23 (月)

標記委員会を開催し、「第5次中期経営計画の取組の特徴」や、令和6年度上半期の「職員体制の充実・強化」、「審査支払業務の効率化・高度化」、「保険者支援業務の充実・強化」、「後期高齢者医療広域連合への支援強化」、「財政運営の健全化」、「リスクマネジメントの強化」について、それぞれの執行状況を報告し、協議いただいた。



市町村介護給付適正化事務担当者会議 (Web) — 1/17 (金)

標記研修会をオンライン形式で開催し、初めに、県健康推進課地域包括ケア推進室より、「介護保険適正化事業について」、続いて、本会介護保険課より「ブロック研修会伝達 (適正化事業の好事例紹介) と介護保険適正化システムについて」を説明した。その後、自治体の抱える課題についてグループ討議した。



KDB補完システム 「KDB Expander」の活用に係る説明会 — 2/25 (火)

国保、後期、介護、特定健診等の各データを集約することで、市町村に求められる地域の健康課題、疾病別医療費分析によるデータヘルス計画策定や特定健診、重症化予防等の保健事業等の指標値、対象者帳票等がタイムリーに提供でき、効果的・効率的な保健事業ができることを目的に、4月から導入するKDB補完システムの概要や機能について説明した。

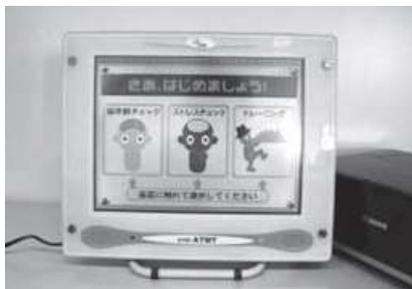


健康関連機器のご紹介

本会では、保険者が実施する健康まつりや健康教室等の各種イベントを支援するため、機器等の貸出を無料で行っています。ぜひご活用ください。



①骨ウェーブ



②脳年齢計



③体組成計



④血管年齢測定システム



⑤握力計



⑥血圧計

ヘルスパネルや強化月間ポスター、着ぐるみなど、上記以外の機器等も取り扱いしております。詳しくは本会ホームページをご覧ください。
(会員専用ページ → 健康関連機器等の貸出)

今後の
予定

- 5月 令和7年度第1回広報委員会
- 6月 令和7年度第1回出納検査
監事監査
令和7年第3回理事会

編集後記

本年度も、皆様にご協力いただき計画通りに発行することができました。ありがとうございました。新年度からの、新たな企画もお楽しみに！引き続きよろしくお願いたします。(N 母さん)

最近では県内ラーメン遠征にはまっています。おすすめの店、隠れた名店などがあればぜひ教えてください！(M ファーム)

「茨城の国保」発行にあたり、ご協力いただきました関係者の皆様にこの場をお借りしてお礼申し上げます。令和7年度もより充実した内容で発行したいと考えておりますので、引き続きよろしくお願いたします。(K コーチ)





正しく知ろう
**国保
 ガイドブック**
 B6変型判
 (182mm×102mm)
 全32ページ
 オールカラー
 定価：100円(税別)



知ってあんしん
**国保の
 てびき**
 B7判・全32ページ
 オールカラー
 定価：90円(税別)



基本がわかる
**国保
 ポケットガイド**
 B6変型判
 (182mm×102mm)
 全16ページ
 オールカラー
 定価：80円(税別)



よくわかる
**国保
 ミニガイド**
 B7判・全16ページ
 オールカラー
 定価：60円(税別)

国保制度

ユニバーサルプラス対応国保ガイド

冊子・パンフレットに付された二次元コードを読み取ることで「多言語自動翻訳」の機能をご利用いただけます。



かんたん わかりやすい
**国保の
 ご案内**
 A4判・全16ページ
 オールカラー
 定価：150円(税別)



みんなの
国民健康保険
 B6変型判
 (182mm×102mm)
 全32ページ
 オールカラー
 定価：120円(税別)

対応言語

英語、中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、タイ語、ベトナム語

保険税



納めて安心!
**国保の
 保険税**
 三六判・全12ページ
 (二つ折+三つ折)
 オールカラー
 定価：60円(税別)



保険税の納付は
**口座振替が
 便利です**
 B5判・ベラ表裏
 オールカラー
 定価：30円(税別)

見本の送付を承っております。下記よりお申し付けください。

株式会社 **ライズファクトリー**

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 2-1-4 ITビル6F
 お問合せ・お見積り・見本のご希望などは、お気軽に下記へご連絡ください。

TEL 03-3288-0099

FAX 03-3288-0097

MAIL info@risefactory.co.jp

東京法規出版 パンフレットのご案内です!

国保制度の啓発に

安心させる
国保と健康



KH015120
 B6変型判
 表紙共32頁
 カラー
 定価120円

知りたい!
国保が気になる!



KH015100
 B7判
 表紙共32頁
 カラー
 定価90円

**国保コンパクト
 ガイド**



KH015110
 B7判
 表紙共16頁
 カラー
 定価65円

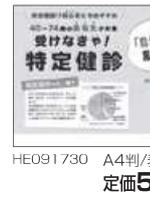
特定健診の受診勧奨に

令和7年度
特定健診のご案内



HE091740
 A4判
 表紙共4頁
 カラー
 定価50円

40~74歳のあなたが対象
受けなきゃ! 特定健診



HE091730 A4判/表紙共4頁/カラー
 定価50円

特定健診の情報提供に

あなたはいま、どこ?

【判定値つき】HE09170C 【判定値なし】HE091710



A4判/
 表紙共2頁
 カラー
 定価各35円

最近、歯科健診を
 受けていますか?



HE155030
 監修/日本歯科大学
 生命歯学部
 歯周病学講座
 教授 沼部 幸博
 A4判
 表紙共4頁
 カラー
 定価50円

歯科健診からはじめる
 健口生活



HE155040
 監修/北海道大学大学院歯学
 研究科口腔健康科学分野
 高齢者歯科学教室
 准教授 渡邊 裕
 B6変型判
 表紙共12頁
 二つ折り後
 巻き三つ折り
 カラー
 定価65円

高齢期のフレイル対策

耳と目の異常に
 注意しましょう!



HE361680
 監修/国立長寿医療研究
 センター
 理事長特任補佐
 鈴木 隆雄
 A4判
 表紙共8頁
 縦書き
 カラー
 定価90円

この他にも●健康づくり事業●高齢者対策事業●制度の趣旨普及●医療費の適正化●収納率向上、等お手伝いいたします。

お問い合わせ・ご注文は電話またはFAXで



東京法規出版

〒113-0021 東京都文京区本駒込 2丁目29番22号

電話 (03) 5977-0300 FAX (03) 5977-0311

フリーダイヤル 0120-102525

●ホームページアドレス ● <http://www.tkhs.co.jp/>

WEB来店予約なら



スマホで簡単予約!

待ち時間なくスムーズなお手続きが可能



忙しい人



時間を有効活用
したい人

予定がある人

ご予約はこちらから▶



常陽銀行

最新刊のご案内

見本進呈

多数数の配布をご検討により見本をご希望の際は、無償で送付いたします。

「資格情報のお知らせ」「資格確認書」の交付時に

935001



加入者の皆さまへ
資格情報のお知らせを
交付いたします

■A4判 / 2頁カラー /
リーフレット

本体 22円+税

935041



マイナ保険証を
お持ちでない方へ
資格確認書を
交付いたします

■A4判 / 2頁カラー /
リーフレット

本体 22円+税

特定健診の受診勧奨に

503005



40歳～74歳の皆様へ
がんばるカラダの応援団
特定健診を受けましょう!

■A4判 / 4頁カラー /
リーフレット

本体 36円+税

マイナンバーカードの健康保険証等のさらなる利用促進に

マイナンバーカードケース ジェネリック医薬品利用勧奨記事付

■ダイオキシシン対応 / ポリプロピレン素材 ■90mm×60mm

本体 各48円+税

934031



〈マイナ保険証版〉

933022



〈スタンダード版〉

934012



〈電子処方箋版〉

個人番号や顔写真等の部分に、ジェネリック医薬品やマイナ保険証、電子処方箋についての記事を掲載したカードケース。資格確認書ケース等にも。(名称刷込み可。別途お見積り)

後期高齢者向け受診勧奨に

508005



75歳以上の皆さま!
健康診査のご案内です

■A4判 / 4頁カラー /
リーフレット

本体 36円+税

弊社では、皆様の事業推進にお役立ていただくため、製品の定価を据え置いております。また、一部製品の価格設定を見直し値下げを実施中です(□で表示)。



株式会社 社会保険出版社

https://www.shaho-net.co.jp

社会保険出版社



お問い合わせ TEL.03(3291)9841

東京都千代田区神田猿樂町1-5-18 〒101-0064

TEL.052(265)6030 TEL.06(6245)0806 TEL.092(413)7407



健康経営優良法人

1019084109

Health and productivity

特産品の
おいしい
レシピ

桜川市編

ゆず香るまいたけと スナップえんどうのパスタ

このパスタはゆず果汁を仕上げに入れることで、ゆずのスッキリとした酸味加わりさっぱりとした仕上がりになっています。また、ゆずの皮を最後にちらしゆずの香りも楽しめます。



材料 (1人分)

スパゲッティ……………	100g	こしょう……………	0.01g
オリーブオイル……………	5g	濃口醤油……………	12g
にんにく……………	1/2かけ	本みりん……………	5g
まいたけ……………	50g	バター……………	5g
鶏もも肉……………	100g	ゆず果汁……………	8g
塩……………	0.8g	スナップえんどう……………	15g

作り方

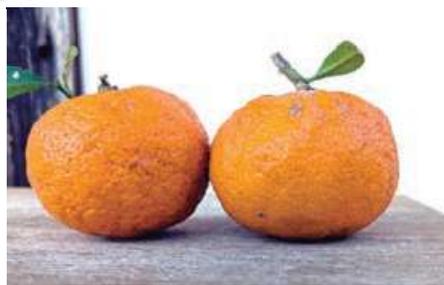
- ①フライパンにオリーブオイルとみじん切りにしたにんにくを入れ軽く炒めたら、一口大に切った鶏肉を皮目から焼きます。
- ②鶏肉にある程度火が入ったらまいたけを入れて、パスタのゆで汁を50ml程度入れて炒めます。
- ③そこに、塩こしょう、しょうゆ、みりんを加え、ゆであがったスパゲッティを入れてよくからめます。調味料がからんだらバターを加えて、最後にゆず果汁を入れてお皿に盛り付けます。
- ④塩ゆでしたスナップえんどうと一緒に飾り出来上がり。

コツ・ポイント

ゆず果汁は最後に入れることで風味が引き立ちます。

今回の特産品

ゆず



桜川市の特産品であるゆずですが、桜川市ではいたるところでゆずの木を見ることができます。

栄養成分

エネルギー	667Kcal	脂質	25g
タンパク質	32g	食塩相当量	2.8g

